

平成 8 年度新得町各会計歳入歳出  
平成 8 年度新得町水道事業会計  
決算特別委員会会議録

開 会 平成 9 年 9 月 1 0 日

閉 会 平成 9 年 9 月 1 6 日

新 得 町 議 会

第 1 日

決 算 特 別 委 員 会  
平成9年9月10日(木) 第1号

○付託議件名

認 定 第 1 号 平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成8年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(17名)

委 員 長	竹 浦 隆 君	副委員長	千 葉 正 博 君
委 員	吉 川 幸 一 君	委 員	菊 地 康 雄 君
委 員	松 尾 為 男 君	委 員	小 川 弘 志 君
委 員	武 田 武 孝 君	委 員	小 広 山 麗 子 君
委 員	石 本 洋 君	委 員	能 登 裕 君
委 員	川 見 久 雄 君	委 員	渡 邊 雅 文 君
委 員	藤 井 友 幸 君	委 員	宗 像 一 君
委 員	森 清 君	委 員	金 沢 静 雄 君
委 員	黒 沢 誠 君		

○欠席委員(なし)

○委員外(2名)

福 原 信 博 君 湯 浅 亮 君

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君

議会事務局長（富田秋彦君） 初の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会であり  
ますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であ  
ります森 清委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長（森 清君） 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。  
どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### 開 会 及 び 開 議 の 宣 告

臨時委員長（森 清君） ただいまから、各会計並びに水道事業会計決算特別委員会  
を開催いたします。

（宣告 11時10分）

---

#### 委 員 長 の 互 選

臨時委員長（森 清君） これより、委員長の互選を行います。  
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議あ  
りませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森 清君） ご異議なしと認めます。  
よって、指名推薦の方法によることに決しました。

臨時委員長（森 清君） 暫時休憩いたします。

（宣言 11時11分）

臨時委員長（森 清君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時11分）

臨時委員長（森 清君） それでは、指名推薦については、私から指名いたしたい  
と思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森 清君） ご異議なしと認めます。  
よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。  
それでは、委員長に竹浦 隆君を指名いたします。  
ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

臨時委員長（森 清君） ご異議なしと認めます。  
よって、竹浦隆君が委員長に選ばれました。

それでは、ただいま、選ばれました委員長と本席を交代いたします。

（就任挨拶省略）

---

### 副 委 員 長 の 互 選

委員長（竹浦 隆君） 副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、指名推薦の方法によることに決しました。

委員長（竹浦 隆君） 暫時休憩いたします。

（宣言 11時13分）

委員長（竹浦 隆君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時13分）

委員長（竹浦 隆君） それでは、副委員長に千葉正博君を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、千葉正博君が副委員長に選ばれました。

---

### 散 会 の 宣 告

委員長（竹浦 隆君） これをもって、本日の決算特別委員会は散会いたします。

（宣告 11時14分）

委員長（竹浦 隆君） 16日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております各会計並びに水道事業会計決算の審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

本日は、これをもって閉会いたします。

---

第 2 日

決 算 特 別 委 員 会  
平成9年9月16日(火) 第2号

○付託議件名

認 定 第 1 号 平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成8年度新得町水道事業会計決算認定について

○出席委員(17名)

委 員 長	竹 浦 隆 君	副委員長	千 葉 正 博 君
委 員	吉 川 幸 一 君	委 員	菊 地 康 雄 君
委 員	松 尾 為 男 君	委 員	小 川 弘 志 君
委 員	武 田 武 孝 君	委 員	広 山 麗 子 君
委 員	石 本 洋 君	委 員	能 登 裕 君
委 員	川 見 久 雄 君	委 員	能 渡 邊 雅 文 君
委 員	藤 井 友 幸 君	委 員	宗 像 一 君
委 員	森 清 君 (遅刻)	委 員	金 沢 静 雄 君 (早退)
委 員	黒 沢 誠 君		

○欠席委員(なし)

○委員外(2名)

福 原 信 博 君 湯 浅 亮 君

○本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君
監 査 委 員	福 原 信 博 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝 君
収 入 役	川 久 保 功 君
総 務 課 長	佐 藤 隆 明 君
税 務 課 長	小 森 俊 雄 君
住 民 生 活 課 長	村 中 隆 雄 君
保 健 福 祉 課 長	高 橋 昭 吾 君

建	設	課	長	常	松	敏	昭	君
農	林	課	長	齊	藤	正	明	君
水	道	課	長	西	浦		茂	君
商	工	観	光	清	水	輝	男	君
児	童	保	育	長	尾	直	昭	君
屈	足	支	所	長	貴	戸	延	之
老	人	ホ	ー	ム	所	長	佐	藤
西	十	勝	消	防	組	合	新	得
庶	務	係	長	加	藤	周	三	君
財	政	係	長	武	田	芳	秋	君
				阿	部	敏	博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君
学	校	教	育	課	長	秋	山
社	会	教	育	課	長	長	尾
							正
							君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤	木	英	俊	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富	田	秋	彦	君
書			記	金	田		将	君



---

## 開 議 の 宣 告

委員長（竹浦 隆君） 本日は欠席議員は、森議員の遅刻届け出がございました。

よって、本日の出席議員は議長を除く16名でございます。はじめての経験でございますので、皆さまがたの絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、答弁、質疑に対しましては、簡明簡潔にお願いいたします。

なお、3回までで、ひとつ関連質問は3回までということをお願いいたします。

これより各会計決算特別委員会の会議を開きます。

（宣告 10時01分）

---

## 新得町各会計歳入歳出 総括質疑

委員長（竹浦 隆君） 本委員会に付託されました認定第1号、平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、ただいまから決算審査に入ります。

最初に付属資料、監査意見等も提出されておりますので、一般的に総括的質問をお受けし、それから歳入歳出決算書の審査に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） 委員長よりお願いをいたします。

質疑、答弁は簡明、簡潔に行うよう皆様がたのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、総括事項についての質疑をお受けいたします。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 財産に関する調書であります。2ページに有価証券の欄があるんですが、その中に十勝テレホンネットワーク株式会社に10万円の有価証券ということがありますが。これはですね、実は帯広市長も少しやめたいような発言をしておられるんですが、これは、いわゆる携帯電話なんですが、セルラ - に経営権を、販売権を譲渡したということで、公益性がないということですね、非常に疑問視されている問題なんですが。町長、この問題をですね、どういう見解をもっておられるのかよろしくお願い致します。

委員長（竹浦 隆君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。確かにただいま、能登議員からご指摘のとおり携帯電話の普及を目的といたしまして、この十勝テレホンネットワークの組織ができておまして、1市19か町村がこれに加盟をいたしております。この間、携帯電話の普及に努めてきたわけですが、しかし大手のそうした販売戦略、かなりし烈なものがございまして、最終的には十勝テレホンネットワークからセルラ - にその権利を譲渡したということでありまして、よって現在は、携帯電話以外で最近めざましく普及しておりますインタ - ネットの業務に移行したという状況下から、果たしてこれを各市町村の出資による第三セクタ - という存在で継続することがいいのかどうか、議論になっております。私も本来の趣旨からみるとですね、これは早晚、そういう時期を向かえていくのではないかというふうに考えておまして、その際には各市町村に歩調を合わせながらこの問題の解決にあたっていききたいとこのように思っております。

委員長（竹浦 隆君） ほかにご発言ございませんか。委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 総括ということでございますので、この財産に関する調書の中から主要な施策の成果を説明する調書、ペ - ジ数では6ペ - ジになります。

昨年の12月に一般質問の中でご質問を申し上げまして、ご検討をされるということでございまして、ここで新たに事業効果の説明という欄が新しく設けられたわけでありまして、こういった様式では、この程度がこう限界なのかなというふうに思いますけれども、ここで取り上げていただいたことに対して敬意を表したいというふうに思います。

そこで、ここに平成8年度町政執行方針という冊子がございますけれども、これは予算編成にあたっての基本的な考え方を示したものであるというふうに理解をいたしております。かつ、事務、事業の総括的な見込み書と申しますか、計画書であると。こういうふうに見ることができるかというふうに思います。そこで、この内容を見てまいりますと、福祉と保健から最後は行財政計画まで、10項目と申しますか、10の分野にわたって記載をされております。この結びを見てまいりますと、実施いたします、あるいは進めてまいります、等々の結びでくくっておるわけでございますけれども、これですね、これと決算を終えるにあたってその計画と申しますか、ねらいをどのようにですね、実現をしたと申しますか、そういった実績報告書と申しますか、そういったものがこれとセットになれば、より分かりやすいのではないかなと思います。そういった点で一步前進をしたわけでありまして、もう一步踏み込んでそういった形式のものが作られればなお、けっこうかなと思いますけれども、その点についてお考えをお伺いしたいと思っております。

この冊子に対して、もう2、3、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

次はこの冊子の29ペ - ジでございます。この中段に区分というものがございまして、基準財政需要額から、債務負担行為額まで出ておりますけれども、指数等につきまして前年度に比較してかなり改善と申しますか、よい方向に向かっているなというふうに感じます。地方債の現在高については、これはその時々々の事業の関係もございまして、超過するという点については、これはやむを得ないかなというふうに思いますけれども、全般的には好転をしているかなというふうに思いますけれども。更に改善すべきところと申しますか、そういった点がありましたら、ひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

その次に最後になりますが、特別職等の給与が載っております。これはまもなく改正がありまして、2年近くになるわけでございますけれども、一般職員については毎年人勧に基づいて、上げているわけございまして、だんだんと歪みが出てくるのではないかなと思います。私の手もとの資料で比較をいたしますと、十勝管内ですね、19町村でございますけれども、順位としては2けた、すべてが2けたになるかなというふうに思います。それでこの町村の財政規模と申しますかそういったこともございまして、簡単には比較対象はできないのでございまして、はっきり申し上げるとちょっと、まずいかもしれませんけれども、例えば町長、助役については、最高の町村から見ますと、9万円程度の差がある。議員についても4、5万の差があるというようなことございまして。こういったことについて、再検討のお考えがとおりかどうかお伺いをしたいと思います。

それから、31ペ - ジ、町債借入現在高の状況からこれに関して2、3ペ - ジでございます。それで、33ペ - ジではこれは平成8年度の借入れ部分が載っているかと思いま

す。さすがに長低金利時代でございまして、この利率こう見てまいりますと3.1%というのがただ1件ございます。

32ページに戻りまして、ここでは総体の利率別の区分が出ております。8年度末現在の町債がですね、105億円程度になりますか、そのうちですね5%以下が73億ですか、それから6%から8.5%以下これが計算をいたしますと、31億少々にもなります。金利の高いものについては、8%台のものもございましてね。金額的には少額になるかもしれませんが、こういったものについて昨年ですね、12月の一般質問の中で町長は、その財源補てんのないものについては極力償還をしましてまいりましたというご答弁をいただいておりますが、それには関連してと言いますか、そういったこの高利なものについてですね、更に強力に改善をしていくと言いますか、そういう余地があるのかどうか、それも含めてひとつお答えをいただきたいというふうに思います。

その次にですね、34ページ債務負担行為額の状況という欄がございまして。これは確か私も初めての経験のときにご質問をしたところなんですが、どうもですね、例えばこの名前を出して悪いんですけども、一番上段の診療所開設、この債務の損失補償ですね、これだけではさっぱりわからないのですね実は。ご答弁では、自治省令の様式に基づいたというようなご答弁でございましたけれども、これだけではいくらの損失補償をしたのか、現在どれだけ償還をされて、もしかしたら町がかぶらなければならない金額はいくらなのかということが明示されなければ、この様式に従っているのかもしれませんが、あまりこう意味がなさないのではないかなというふうに思います。この論法でいきますと、さきほど能登委員が質問されておりましたけれども、2ページの有価証券がございましてね。今の論法でいきますと、このこの表では、いわゆる8年度、当該年度の増減だけが載ると。こういうことと同じことにならないかなと思います。そういったことからこの損失補償というのは、やはりしっかりしていないとかぶるおそれがあるのですね。確定債務ではございせんけれども、この偶発債務というのはもしかしたらかぶらなければならない金額。こういったものがやっぱりはっきりとですね残高を明示する。あるいは期間中の償還の状況を把握しておくということも、これ非常に大事なことだと思うんです。そういった観点から、この様式については一考ありと考えますがこれは、前も質問いたしましたけれども、再度ご答弁をいただきたいと思っております。以上でございまして。よろしくお願いたします。

委員長（竹浦 隆） 助役 鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） 今回執行方針と決算概要についてのリンクをしてはどうかということですが、確かに執行方針の中では10項目にわたって記載をしております。その中身を更に詰めたものが予算の概要ということで委員の皆さんがたにお渡ししておりますが。施策の重点、39項目をいちおう予算の概要、柱として掲げてまいったところでございます。当初予算から補正予算、あるいは継続費等を含めまして最終的にはこの予算の概要に基づいた事業の執行を100%してきたわけですが、決算状況で申し上げますと、98.3%の執行率であります。事業の執行は100%というふうに確認をしているところでございまして、これを予算の財産に関する調書の主要施策に関する調書に書き込むことにつきましてはですね、なかなか難しい点もございまして、お手もとにお配りした調書の右側のほうに、川見委員さんから話があった説明についてメモ的なものを書かさせていただいたところでございまして。これを更に細かくなりますと、この様式の範囲の中ではなかなか難かしいということで、総体的には施策の重点と事業

効果の項目を合わせて、御覧にいただけるようなかたちで検討はしてみたいとは思いますが、許される範囲の中の処理をさせていただきたいと考えております。

ちなみに過去の例で予算の執行状況を見ますと、本年度は98.3%ですが、平成7年度は93.8%逆に率が落ちているのが前々年度でございます。極力経費の節減を図りながら事業そのものは100%着手をしていくという考え方でございます。

それから決算状況の29ページの欄でございますが、確かに財政指標でいきますと、ほとんど前年並み、管内的には上位のほうにランクをされまして、非常に財政状況は今の段階ではいい方向に進んでおりますが、ご指摘ありました32ページの8年度の起債の残高が実は相当伸びているのが間違いございません。しかしこの金額も裏財源のあるものを重点に進めておりまして、過去から見ますと相当数交付税に算入されているのが実態でございます。そこで改善する点がどこかということでございますが、極力公債費についてはですね、町債の借入額を押さえていきたいというふうに考えております。これはすなわち将来的には公債比率を更に下げつつもでございますが、当面、3か年の10年から12年までの財政構造改革期間については町債を極力押さえていくということで考えております。それ以外については経常収支比率、あるいは財政力指数についてはこのまま推移しても悪くなるということはないだろうというふうに考えております。

それから繰上償還の状況でございますが、33ページの3.1%というのは繰越事業ですので前年度のこの利率が適用されまして3.1%という状況です。それから借入をする段階の利率が適用されますので若干バラツキがあるということでございます。それで繰上償還ですが、平成8年度は一定の金額をさせていただきましたが、あくまでも縁故資金的なものについては繰上償還は可能です。しかし、政府資金の中あるいは公庫資金のほうではですね、一定のルールが定められまして、そのルールの中に充てはまった場合についてのみ、繰上償還が可能ということですので、今後また要請はしてまいりませぬけれども、なかなかその分については無理かなと考えております。

それから損失補償の件でございますが、債務負担行為の種類の中には、損失補償利子補給等がありますが、この損失補償の項目の欄には自治令の中で規定しているとおり、損失を被った場合についてのみ金額を提示されまして、それを町が金融機関に返済するというところでございます。なぜ、未定なのかということですが、8年度末の債務負担行為の額、これから償還する見込額がいくらかということですから、損失補償の行為がおこされない限りにおいてはこの金額が提示されないということでありませぬ。そこで借入した金額を載せとけということになります。これもまた、はっきり申し上げて意味のないことなのかなという感じもしますので残額については載せることが可能かなと思ひます。これについては検討させていただくということにさせていただきます。

それから金融機関の確認についてはですね、ときおり状況をお聞きする程度にとどめておりますし、当然あぶなくなりましたらその段階で金融機関から言ってくるということになっております。以上でございます。

総務課長（佐藤隆明君） 特別職の報酬等についての質問にお答えします。現在は平成8年の1月1日から運用をしているわけですが、その時は平均的な数値で議決をしていただいたんですが、昨年度検討をいたしました。昨年度はですね、だいたい平均的な位置におりましたので改正はいたしませんでした。しかしその後ですね、改正した町村もございましてですね、はっきり申し上げますと現在は管内平均を下回っていることは確かでございます。したがって9月議会ですら改正する町村もあるか

と思っておりますので、9月の定例議会が終わったあとですね、管内的に調査をいたしたいと思います。その結果でですね、検討をさせていただきたいと思います。

委員長（竹浦 隆） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

#### 一般会計 歳出 第1款 議会費・総務費

委員長（竹浦 隆） それでは歳入歳出決算事項別明細書に入ります。最初に一般会計歳出から入りますが事項別明細書のペ - ジ数を申し上げますのでそれによってご発言を願います。なお発言される際は何ペ - ジの何々ということに合わせて申し出てください。

それでは43ペ - ジから64ペ - ジ下段までの第1款、議会費と、第2款、総務費全般についてご発言願います。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 48ペ - ジ総務費の補助金、負担金の欄になりますか。十勝インタ - ナショナル協会、というのが新しく入って、負担金を出しているわけですが。これはどのような活動をされるのかこれを一点お願いします。

それとですね、50ペ - ジ、委託料の中のモニュメントの点検調整8万2,400円。これはですね、何年に一度、あういうものを点検しなければならないのか、どのような調整をしておられるのか、これは作ったときにこうメンテナンスとして、実は入らない、入ってはいなかったのか、この点検をですね。それを一点お願いします。

それと53ペ - ジ、これも負担金なんですが、山村振興連盟、前年度は確か4万9,700円の負担金が、この30万円に跳ね上がっていると思うんです。これ、大幅に跳ね上がったのはなぜなのか。

それとですね、60ペ - ジ、戸籍基本台帳費の中の役務費なんですが、通信運搬費ですが、これはどのような手段でですね、どのようなどこにこう送っているのか、これ説明お願いいたします。以上です。

委員長（竹浦 隆君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） 十勝インタ - ナショナル協議会でございますけど、これは、昨年度発足したものですけど、十勝のですね広域的な国際ネットワーク作りを目指してですね、設立されたものがございますけど、管内的にですね50近い国際交流団体やですね、それから各町村がですね参加をしております、内容的にはですね、各町村及び民間国際交流団体が行う国際化施策の相談、支援及び連絡調整。それから十勝に住む外国人への情報提供、生活相談、それから国際交流協力事業の企画実施及び普及開発。これらを目的として進めております。

それから、モニュメントでございますけども、これはですね、春、秋、年2回ですねやはりああいうなんて言いますか、常時ですね動かしておかなければならないものがございますので、春、秋年2回ですね調整をしておりますが、これはですね、やはりあれをですね、モニュメントとして町の象徴として、置いて置く以上はですね、やはりすでにきちんとかたちで整理をしておかなければですね、変なものになってしまいますので、今後ともですね、やはり調整はしていかなければならないんじゃないかと思っております。

委員長（竹浦 隆君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたします。全国山振連盟の事業はそれぞれ山振地域の

事業の振興ということになります。若干、今、手もとに資料ございませんが、後ほどお伝えいたしたいと思いますが、通常の年会費の部分と、それから事業費割によって算定されると。それから全国分、支部分というルールで計算をされております。後ほど、答弁をさせていただきます。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。屈足支所と本所をN T Tの回線で結んでおりまして、住民、屈足とそれから役場の本所の間を住民票ですとか戸籍謄本、抄本を送ってですね、それで住民のかたに交付してございます。

委員長（竹浦 隆君） ほかに、ご意見。能登 裕君。

委員（能登 裕君） インタ - ナショナル協会もですね、山村振興連盟のほうもなんですけど、この負担金というのは、私もときどき問題にするんですが、確かにつきあいがあるから入らなければならないという気持ちはわかるんです。わかるんですが、こういうものはですね、入るときによほど気をつけなければ、一回入るとやめれない、やめれない。なおかつ、負担金が減るのも中にはあるでしょうが、だいたいがこう上がってくる。上がってきて、また増えるだけですからどんどん出費は増えるんですね。確かに有益かどうかという問題は残るんですが、これは、やっぱり、これから、こういうものに関連する場合はですね、かなり慎重な態度を取る必要があるんでないかなと。私はそう思うんですが、それを一点と。

それとモニュメントですね、年2回必要だと、それわかるんです。私はこれ業者がやるんでないのかと。2,000万円もの多額を出してですね、やっておりまして。そういいながら去年の決算ではやってないわけですから。やってないわけですから、出てなかったわけですから、やってたかどうかわかりませんが、決算上のこの決算の資料では出てなかったように私は記憶しております。

それからですね、戸籍住民基本台帳費の通信運搬費ですが、支所とのやっぱり、郵送でなくて、やはり配線を使ったものなんですか。それなら理解できます。それだったらずっと前年もいっしょの料金なんで、なんか違うほうであればいっしょの料金ありえないわけですから、だから、委託、委託に近いかたちですよ、この役務費というところはね。はい、わかりました。

委員長（竹浦 隆君） 総務課長、佐藤隆明君。

総務課長（佐藤隆明君） ただいまの、十勝インタ - ナショナル協会でございますけれども、これはですね、新得町だけの問題ではなくてですね、十勝全体でですね、国際化、国際交流をどうするかというですね、ひとつの十勝圏の中で考え出したもんでございましてそんなことでですね、十勝管内全部がですね、この設立に加わってですね、進めていこうとしたもんでございます。したがって、単なるですね、任意団体というかたちよりもですね、もっと広い視野に立ったですね、十勝全体にわたって国際化をどうしようかというもんで、設立したもんでございますのでその点ご理解をしていただきたいと思っております。

それから、モニュメントでございますけど、最初はですね、なんていいいますか、新しいうちは、そういう調整についてですねやっていかなくてもまだ良かったんですけど、やはり、だんだん年月がたってきますと、狂ってきますから、したがって昨年度からですね、調整に入っておりますので、この点もご理解をしていただきたいと思っております。業者のですね、契約の中には入っておりません。

委員長（竹浦 隆君） 委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 59ページですね、賦課徴収費の8節で、報償費ここに156万1,240円の支出がされておりますけれども、その内容について説明をお願いしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） お答え申し上げます。納期前前納報償金につきましては、まず、納期の第1期時点でですね、それ以降の税金を前納されたかたにいちおう交付するというようになっております。ちょっと細かくなりますけれども、件数では町民税で160件、固定資産税で441件、合計で601件になっております。金額的に申し上げますと町民税では19万3,390円、平均交付金は1,209円になっております。固定資産税では、136万7,850円、平均交付金額が3,102円になっております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） このですね、納期前前納報償金は、町税条例の第42条と第70条で納期前に納付した税金の100分の1で、その額が100円以上の場合に交付すると。こういうふうになっております。ただおおざっぱに言ってですね、100円以上500円、500円以上1,000円と、1,000円以上とに分けてですね、何件で金額がそれぞれの金額がいくらになるのかお尋ねしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） お答え申し上げます。町税と固定資産税と合わせて、100円から500円までではですね、394件、9万9,810円で、平均248円になっております。500円以上1,000円で、115件、7万6,140円でございます。平均662円と、1,000円以上では、92件、138万5,290円で平均ですね、1万5,058円になっております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、川見久雄君。

委員（川見久雄君） 今の答弁で100円から500円で394件でしたか、そうしますと全体で65%以上占めております。この250円程度ですね、報償金を受けるのですね、役場にわざわざ来られるというか、呼び出されるというか、あるいは、口座番号を調べられるとかですね、今の金銭感覚からいってどうも手間暇に値がしないのではないかなと、このように思います。私の調べた範囲では、管内8町村が廃止をしておりますし、また、切り捨てというんですか、そういった人の、金額が300円以上のところが2町ございます。事務コストのわかる人がですね、効果があるものというふうに考えられないわけですが、町としてですね廃止をするかあるいは、限度額といいますか、交付額の引き上げを検討してはどうかというふうに考えますけれども、それについてひとつお答えをいただきたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） 現在の条例の関係でございますけれども、これ、一部昭和52年に一部改正を行いまして、現在の100円以上ということで出しているわけでございますけれども、ご指摘のとおり私ども事務を進める場合に100円交付するんで窓口に来てくださいますとか、また来れない場合は口座を教えてくださいということで調査しておりますけれども、町民の金銭感覚も考慮いたしまして交付金額の変更または廃止に関してですね、今後検討をしたいんだと考えておりますけれども、大事なことはやはり税

に対する意識の向上が大事でございますので、そのへんも合わせて検討させていただきたいというふうに考えます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 54ページの負担金の新得地方防犯協会とあるんですけども、これは住民生活課の消費者協会ともいっしょになるかとも思うんですけども、今、高齢社会を狙った訪問販売が、今、この新得町にも入ってきております。それで先ごろク・リングオフができますよという、活用できますよということの訪問販売に向けたチラシが入ってまいりましたが、これまでのね、悪質な訪問販売に対する予防啓発というんですか、どのようにされてこられたのか、また今後に向けてどのようなことを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） 悪質な訪問販売等についてでございますが、新得町におきましても、新得市街、屈足市街において悪質な訪問販売が来ているぞということで、住民のほうから役場、私どものほうに連絡が来まして、連絡が来てすぐにですね、そちらのほうに出向きましてどういったことをしているのかということで調査いたしまして、更に業者の販売に来ている業者の本社というんですか、そちらのほうの会社に直接電話いたしまして、どういった、こういった、迷惑になっているけれども、こういった、なんていうんですか、方法をとれるのかということでお話しすると、やはりク・リングオフ制度を取っていただければ、必要でないものがあればク・リングオフ制度を取っていただきたいということで、そういったことで対処しているわけございまして、最近は何件かそういったク・リングオフ制度について指導、助言いたしましてですね、対応しているところでございます。それと警察の生活安全係とも連絡を取りまして、そういったこともいっしょにですね、お伺いして注意をしている場合もございます。それと今後でございますけれども、広報等を通じて年何回か、こうやっているわけですけども、より具体的にですね、こういった事例がございましてということで、事例の相談、事例の記事を載せるとか、そういった、あと職員がそういった道主催の相談委員の講習会に出ましてそういったことで知識を深めてですね、今後とも、広報等で周知徹底をしていきたいと考えてございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 今、これ、今後に向けて高齢者社会をねらったこの訪問販売、悪質な訪問販売がどんどんどんどん入ってくるんじゃないかと思うんです。そういった中でね、予防啓発に向けたチラシだとか、いろんなク・リングオフの活用方法なんか、いろんな、なんていうか広報されてもなかなかそれを読んで理解するまで難しい。私たちもそうなんです、なかなかそれを読むかたちにはならないのが、本当だと思うんです。そういった中でね、たとえば、今回もいろいろあったんですけども、高齢者を何人も集めているんならそういうお話をされて、その中でどなたかが買うとズルズルズルと芋ズル式におおかた買ってしまおうというかたちに。このク・リングオフがあるから、まだそういった脅迫されても取り返すことができるんですけども、そういった中で今後に向けてね、そのチラシ文書で知らせるほかに、たとえば老人会の例会などに出向いて、そういった実際にそのお話しを皆さんにね話すことで、もっともっと仲間同士で予防というかできるんじゃないかなと。そういう効果を持っていかなければ、これからそういったことたいへんな状態でないかなと。私たちをはじめそういった勉強、更にしてい



かなければならないと思いますので、今後に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） 老人会にいろいろ集まりがございます。例えば寿教室なんかでもですね、そういったことを活用していただいでですね、私どもでより身近な事例で説明してですね、こういった被害に会わないということで。それと一番困るのはすぐお金を払ってしまうお年寄りがいらしゃるものですから、そういったこともよくですね、事例をですね、より身近な事例を上げて、説明、啓発してまいりたいと思ひます。

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 54ペ - ジの7節の賃金。臨時運転手となっておりますけれども、これをひとつ、どのようなときにお支払いしたのかと。

55ペ - ジの13節の委託料、マイクロバス運行業務のこの中身をですね、ちょっと教えていただきたいなど。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） 車両管理費の臨時運転手の賃金でございますが、町でバスの3号バスというんですが、大型バスを一台、町で運行管理してございます。それを土曜日とか日曜日に職員の代替として出ていただくということで現在、登録制をとっておりまして、そういった土曜、日曜日に運行していただいでおります。

続きまして、バスの運行委託でございますが、新得ハイヤ - に委託してございまして、中型バスとマイクロバスの2台を委託してございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 賃金のほうちょっと理解できなかったんですけれども。委託料で1,000万出ております。マイクロバスの運行業務、これ年何回ぐらい、この運行でですね、このマイクロバスの運転をこう委託されてるのか。またこんだけの賃金を払られるようでしたら、町のほうで何かこう運転手をですね、それなりの身分で雇って増やせれないのか、そこらへんのご検討をひとつお願ひしたいと。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） お答えいたします。1号車と2号車、1号車は26人乗りでございます。2号車は42人乗りでございます。1号車につきましては昨年度287回を運行してございます。2号車につきましては、これは42人乗りでございますが、237回運行してございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） この委託料1,000万、1号車、2号車で約600回を運行されているようなお話を聞きますけれども、今、新得町のバスに関してはですね、通学バスがないもんですから、実際のバスの数または、町内、町民のかたがですね、どこか行くと言われてもバスの運行上の中にもう予定が入って、そのバスがなくて各種団体があきらめているというのが現状でございます。私も前にですねバスを増やしたほうがいいんじゃないかという言い方をさせていただいたことがございます。これは委託料なんですけれども、こだけ運行してて委託して1,000万払うんでしたら、町のほうでですね、1号2号専属にして町でバスを動かすようにしていたら、365日運行できるようになるかもしれない。これはまだ、70日以上このバスが遊んでいる。この間このぐらいの賃金で私は二人使えるんじゃないかなと思うんですけれども、そこらへんのお考えは検討されたことがあるのかどうか、またお考えが何となくですねこのままズル

ズルとですね、バスの運行は365日運行したら、委託料がまだずっと高くなるわけですから、このままいかれるお考えなのか、そこらへん最後ですからご答弁よろしく願いしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 住民生活課長、村中隆雄君。

住民生活課長（村中隆雄君） バスの運行委託につきましては、基本的には日曜日は休みということでやっておりますけれども、実際的には365日ですね、そういったことで受け付けがあれば動いているところがございます。確かに1年365日動いて、365回動いてないということでやっぱり、季節的のそういった需要の変動がございます、そういったことで万度に何日を動かすということではなくて1年間を通じてですね2台、委託してございます。それと運行費のことでございますけれども、人件費とか、そういったものを考慮いたしまして、かなり何て言いますか直営の運転手よりも安くできるということで以前検討した結果こういった委託になったわけございまして。バスの運行が委託にしたからといって町のですね、バスの運行に差し支えないということでご理解願いたいと思います。

#### 一般会計 歳出 第3款 民生費

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。64ページ下段から78ページ中段までの第3款、民生費全般についてご発言ください。能登 裕君。

委員（能登 裕君） 71ページの老人ホーム費の工事請負費ですけどもね、予算どおり改造するというので改造したんですか。これは確か二人部屋でしたよね、改造したのはね、するのはね。部屋は造ったんですけども、あと、かなり待機者がおられると思うんですが、ある程度解消がされると思う、まあされないと思いますが、何人残って待機者何人おられるのか、老人ホームでですね。待機者何人おられるのか。

それとですね、77ページ児童館運営費なんですが、その中で食糧費があるわけですが、食糧費が悪いというわけでないんですが、だいたい減っているのにこの児童館運営費の食糧費だけがこう以前から見るとこう増えてきている。これ、原因はなんなのですかね。

委員長（竹浦 隆君） 老人ホーム所長、佐藤敏行君。

老人ホーム所長（佐藤敏行君） お答えを申し上げます。15節の工事請負費の居室の改造の関係でございますが、従来の娯楽室を半分、居室として、二人用の居室として改造したものでございます。それと現在の待機者は何名かということですが、現在、14名待機者がございます。

委員長（竹浦 隆君） 児童保育課長、長尾直昭君。

児童保育課長（長尾直昭君） 児童館につきましては、遊具類を若干の老朽化に伴いました消耗品の購入、それから更に今まで行ってなかった新たな領域といたしまして、工作づくりですとか、屋外の運動会ですとか、そういう行事を新たに取り入れまして、そういうことで若干需要費のほうで増えております。それから食糧費につきましては、これは行事のときにですね、これは子どもさんにちょっとしたおやつ等購入いたしました関係で増えております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 児童館費の食糧費なんですがね、食糧費が悪いというのではなくて、例えば、幼稚園なんかはかなり少ないという。別に賄材料費のほうに含めている

からだと思うです。そういうものはですね、だから、児童館費もですね、それを賄材料費に、入らないのかなと実は同じような幼稚園ではですね、5,000円ぐらいしか使わないわけですから、いろんな行事をやってもですね。だから、悪いというわけじゃないのですよ。項目がひとつ設けないでいっしょに入っているんじゃないのかなと思うんですが。

委員長（竹浦 隆君） 児童保育課長、長尾直昭君。

児童保育課長（長尾直昭君） ご指摘ございましたので、適正ということでそのへんも検討してまいりたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 65ページですね、報償費の中で保健福祉センタ - 建設検討委員という項目で30万ぐらい出ておりますけれども、これは私も聞いた話ですからあんまりはっきりしたことは言えないんですけれども、出席率の問題とですね、人数があまり、人数のわりには出席率が少ないんじゃないかという話もあるんですけれども、当初のメンバ - とですね、途中で入れ替えになったメンバ - がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 保健福祉センタ - 建設検討委員会15名でそれぞれ検討をしてまいりました。平成8年度の実績につきましては、検討委員会が4回、視察が2回、それから議員さんとの懇談会が1回ということでそれぞれ開催されてございます。委員さんの変更につきましては、保健所の次長さんが替わられたのでその変更のみでございます。出席率の関係ですけれども、詳しい資料手もとにちょっと持ってきておりませんけれども、出席率は5割は過ぎておりますし、おおよそ出席の悪いといたらへんですけれども、仕事の都合でお医者さんが1回来たきりであとこれなかったという状況があるくらいで、それぞれの都合がない限り出席いただいていると理解しております。

#### 一般会計 歳出 第4款 衛生費・第5款 労働費

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。78ページ中段から、87ページ上段までの第4款、衛生費及び第5款、労働費全般についてご発言願います。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 79ページの委託料の中の検診業務なんですが、これはずっと検診こうあるわけですが、確か骨粗しょう症の検診をやっているとは思うんです。やってるはずなんです。やってるはずなんです。ここに決算上に表れてはきてないんですが、これはどこで処理、決算上どこで処理されているのか。これはかなり高い確率で見つけられる検診なんですよ、かなり有効なものだと私は思うんですが、これ決算上でわからない。決算上でわからない。やっているんですが。

それとですね、80ページのこれも委託料になるんですが、医療廃棄物処分。これは、かなりいろいろ問題になっている部分ですが、これは、どのような処分をしているのか、いろいろ危険であるということですね、いちおう廃棄処分をしているのか、医療機器のね。これをちょっと説明お願いいたします。

委員長（竹浦 隆君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） お答えいたします。骨粗しょう症の検診につきましては、国保事業の補助の対象になりますので、国保会計、決算書の175ページの国保会計の委託料から骨粗しょう症は出させていただきます。いちおう補助対象ですの

で、そういった事業に該当させたということでございます。それから、医療廃棄処分でございますけれども、これは町が直接予防接種やっておる注射器等の処分ですけれども、これは業者のほうに、専門業者のかたにそれぞれ廃棄処分、依頼してございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これはですね、医療、業者に任せているという。だからどういうふうに処分しているのかということなんです、例えば特別なところに持っているとか、焼却を特別に焼却しているとか、そういうことを実は聞いているわけですね。

それですね、検診業務の骨粗しょう症のことなんです、じゃあ去年は国保の対象にならなかったのか、去年はこの決算書には、去年でなくて7年度にはこれが明示されていたわけですが、どういうかたち、会計が変わったということですか。

委員長（竹浦 隆君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 医療廃棄処分につきましてはですね、自分たちで焼却できませんので、お医者さんがたがそれぞれ医療機器を処分してやってございますように、廃棄処分の専門業者がございまして、そこで高熱処理をしてもらうというかたちで依頼してございます。それから骨粗しょう症検診につきましては8年度から補助の該当になりましたので、そちらのほうに移行いたしました。

---

委員長（竹浦 隆君） 15分間休憩いたします。

（宣言 11時01分）

委員長（竹浦 隆君） 休憩をとり再開いたします。森議員が見えましたので全員参加でございます。

（11時06分）

---

委員長（竹浦 隆君） さきほど理事者のほうから答弁もれがございました。助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） 能登委員さんの答弁漏れがございまして、山村振興連盟の負担金、30万6,000円の根拠を申し上げます。普通会員割が4万円でございまして、これはさきほど申しましたとおり、道費の分が5,000円と、全国分が35,000円。それから事業費割がございまして、レディスファームスクールの事業の7年分の対象事業費1億5,100万の金額に対しまして、1,000分の1.7を掛けたものが25万8,000円、それから増資の分がこの事業費割で8,000円ということで、30万6,000円。普通会員割、事業費割の2本立てで算出をされておりますので、前年から比較しまして、相当増額をされたということでございます。

#### 一般会計 歳出 第6款 農林水産業費

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。87ページ上段から103ページ中段までの第6款、農林水産業費全般についてご発言願います。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 89ページ、委託料の中の農道離着場管理運営費なんです、これは、いつも問題になっていて答弁しようないかもしれませんが、町長は旭川にバンバン飛ばすと。こういうことコメントされておりましたが、大きい声で言えませんが、

できるだけ経費を減らしてやろうという心積もりですが、それはそれで今年度からですね、市場別流通調査など、いわゆる農家にある程度還元されていた分がですね、予算化されないと。少なく飛ぶのはいいんですが、最低限ラインはあると思うんですよ。なんぼ、今、僕はやめろと言っても、そのまま今の状態ではいろいろ、もろもろの問題があってね、休んだり、やめれない状況というのがあるんですが。市場別流通調査のようにですね、農家にある程度還元できるものがあるんですが、なくなると。そうすると作るほうもですね、メリットが逆にないよと思ったらですね、もう作らないという人が出てくる可能性があるわけですよ。課長あたりはですね、これで固まったんでないかと言う発言をしておれましたけれども、まだやってみないと増えることなくでですね、減っていく可能性というのが高いと思うんですよ。あわなければ、農家だって余剰の過剰のですね、働き手のあるところでないかと非常にやりづらい、これで生計を立てるとなればできない事業ですから、そういう問題抱えてますから、これは減ってきた場合にですね、確かに減る可能性は大です。減ってきた場合にですね、10回どころか10回も飛ばせない。荷物がないと、逆に最低限ラインを飛ばしたいんだけど、それを維持できない可能性ってあるわけですから、そうやってきた場合にどう対処するおつもりなのか。それがまず1点ですね。

それと90ペ - ジのこれも負担金なんですが、一番下の農業費の一番下の農業元気づくり事業、150万、これの事業内容ですねお知らせ願います。

委員長（竹浦 隆君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） お答えします。農道空港の関係で最低何回ですか、飛ばせばいいという発言でございますが、お話でございますけど。道といろいろと協議しまして、本州のほうで50回ぐらい飛んでおりますので、そこらへんのバランスから20回から30回、本来の農産物空輸をしてほしいという指導がございました。それから、作る方のメリット、道の市場調査費がなくなったわけでございますから、作るメリットがないので、今後どうするかということでございますけれども、インゲン、エンドウにつきましては、反収当たりの所得が非常に高いんでございまして、フライト三品ということでなくて、全町的な特用の振興として検討していきたいと思っておりますので、引き続き振興を図っていきたいと思っております。

それから、元気づくり事業の内容でございますけれども、これは小花き生産組合補助でございまして、8年度ハスカップ用のプレハブ冷蔵庫、これを325万6,000円ほどで取得しまして、その2分の1、道費補助でございます。それを補助してございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 農道空港なんですがね、インゲン作るのはいいいんですよ。基幹産業として作るのには僕は何も問題ないし、有益だと思うんですが、それで、なお、イコ - ル農道空港利用というのはですね、考えづらいもんなんで。実は20回から30回飛ばすと、現実には10回ぐらいしか飛んでないわけですよ。現実。現実。それを下回る可能性だって出てくるんじゃないですか、と言っているわけで。20回30回飛ばす、飛ばせばいいとか悪いとか私はわかりませんがね。10回以下の可能性、あるんじゃないのかなと。もう5回とか6回とか。そうなった場合にですね、これは町だけの問題でないですから、道なり国なりに、どう説明して、何か違う形で補助を求めていただければだめなのか、援助してもらわなければだめなのか。いままではさっき言っ

たように、市場事業調査費があったからやる人もいたわけです。これなくなるわけですよ。なくなるわけですから。別にフライトするメリットは作る側としてはですよ、ないわけですから。何か、道に働きかけるものとかですね、国に働きかけるというものを持っているのかどうか。

委員長（竹浦 隆君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 農道空港はあくまでも事業の目的がさきほども申し上げましたように、農産物の空輸でございますけども、うちのほうとしても、5回6回ということになりますと行政的な指導がございますので、今年三地区、余市、北見、美唄ができます。いままで、うちの一町村で飛行機をチャーターしましたけれども、その三地区の相互乗り入れだとか、あと共同運航でコストが安くなって、8年度10回でございますけれど、そういうことで回数が増えるのではないかと考えておりますし、それから、今年、旭川ですけど、いざとなれば丘珠、これはしいたけのほうにつきましては、丘珠が一番相場がいいということでございますので、インゲン、エダマメでなく、しいたけの部門もですね、そういうフライト産品で利用していきたいと考えております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 90ページの補助金負担金で、今の能登委員の質問にも関連するんですけども、このフライト農業の試作試験ということで、毎年こう、計上されて試作の試験を行っているわけです。この間のいただいた資料の中で、各農道空港で飛行機に積む作物を見てみてもですね、これと言って特徴ある、その地域の特産品というのが少ないように感じるわけですね。今もお話ありましたように、しいたけだ、インゲンだエダマメだということで、何かどこに動かしてもあまり、この新鮮さということではね、確かに空輸したということであるのかもしれませんが、どちらにしても何回も言うようですけども、有視界飛行では昼間天気の良いときしか飛ばないと。トラックに積んでいけば保冷車でもって夜中にフェリでいけばむしろ、飛行機より早く着くものもある。なんていう現状もあるわけですし、この農業の試作試験でもってどのような成果がここ数年のうちに出てきているのかということが、1点ですね。

それから、最近サホロ湖それから東大雪湖で釣りというひとつの大きなブームがこの町でもあって、いろんな所から人も入って来ているし、それから、町外の釣り好きの人もいろいろその川をよく歩いているんですけども、そこで気になる話はですね、ずいぶん川が汚れているということなんですね。それで、92ページの家畜の糞尿処理施設、400万ということで計上されているんですけども、川が汚れている原因には、一つは何でも川に流すということが一つと、そのほかに、家畜の糞尿があふれて、川に染み込んでいる。これは最近、特に顕著に見られて、石の色も変わっているから行けばすぐ判るぞという話なんですね。それで、この今回の決算の400万ということですけども、現在の酪農家のうちですね、処理をしている、全体の中で処理をしているのはどのくらいで、未処理のところはどのくらい。その未処理のところの状況というのをどの程度把握しているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、103ページのわかさぎのふ化場建設というところで、工事進んでいることだと思うんですけども、これもですね、今まで何回もお聞きしたんですけども、もう一度念をおしておきたいわけですが、同じ大型の魚を放しておく中で、わかさぎはえさにならないかどうか、釣りをやっている人からもたびたび聞かれるんですね。なぜ同じところでそれが可能なんだと。もういちどお聞かせ願いたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） 最初の第1問のフライト製品の研究成果ということでございますけれども、当初はビニールハウスを作りまして、メロンだとかイチゴをやっておりました。それは重たいということで、その次はエダマメ・インゲンになったわけで、それからエンドウになったわけでございますけれども、確かに顕著な成果というものはっきり言って胸はって答えれるものはありませんけれども、今まで十勝では、大型経営でトラクタだけで畑作産品を作るということの畑作経営でございましたけど、これはインゲン・エンドウをすることによって、手作りですね、手仕事で所得を上げれるんだなという、特に高齢者だとか、そういうような成果があったかなと私は思っております。

それから2番目の家畜糞尿でございますけど、処理をしているところと、未処理のところという話でございますけど、ちょっと今、手もとには詳しい資料がございませんのでのちほどご報告いたしたいと思っております。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。サホロ湖のわかさぎの関係でございますけど、ひとつ大型魚のえさにならないかということでございますけども、これはいろいろ試験段階で調べてみますとやはり、食べられている例もございます。ただわかさぎにつきましては、5,000万粒程度ふ化するわけでございますけれども、全部がやはり、ふ化するということではなく、やはり途中の育成する中においては、途中の経過として、やはり大型魚のえさになるということも当然想定されますし、現実にあると。そういう中で当初やまべですとか、にじますの放流等もやるわけですけど、これは夏期間の遊漁で楽しんでいただく。それからわかさぎについては、冬期間の遊漁でじゅうぶん楽しんでいただくために私ども施設を作ってやっているわけでございますけど、その中でご指摘ありました、えさになるということは私どもじゅうぶん認識の上である程度放流させていただいていると。総体的では5,000万粒の一割も完全ふ化としてかえればじゅうぶんだという試験場の方のデータもいただいておりますんで、途中の経過としてえさになっていることも事実でございますけど、心配はされないという考えかたで進めております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） 90ページですね、19節の負担金同じですが、しかの防除柵爆音機設置事業、とにかく金額はそれほどでないんですが、この機能とですね効果について。しかはかなり防止などは学習しましてね、すぐ慣れてしまうということもあるんでしょうけれども、それも含めて効果とそれから今後の対策についてですね、お尋ねいたします。

委員長（竹浦 隆君） 農林課長、斉藤正明君。

農林課長（斉藤正明君） しかの防除柵爆音機設置事業ということで、9万円ほど補助しているわけでございますけど、全体事業費のうち4分の1が町で4分の1は農協、それで受益者が半分ということでございます。申しまして最初のうちはですね、しかも確かに入ってこないわけなんでございますけども、学習をいたしますと覚えましてくぐったりなんかするということが確かにございます。またほかの畑地が食害にあうということもございます。そういうことで、考えてみますと一番適正地域に適正頭数ということで、駆除するのが一番でないかということで、6月の議会でも町長が答弁したとおりでございます。ただ、暫定的にですね、2、3年の視野には防止できるようには思っております。

おります。

一般会計 歳出 第7款 商工費

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。103ページ中段から111ページ下段までの第7款、商工費全般についてご発言ください。

委員長（竹浦 隆君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 104ページ、委託料の中の産業振興会館なんですが、これ、最後でですね、あとはテナント方式にしてやっていると、実際にやっていると。これはいいことなんですが。私はどうということではないですが。そこは実は観光案内所も、兼ねているわけですよ。観光案内所でもあったわけです。新得はいちおう、いちおうでなく、りっぱな観光の町でありますから、これをなくすることによってですね、不足するもの、それは観光案内所だと思うんです。観光案内所、例えばですね、新得に見えられた旅行者がですね、非常に不便をしているんじゃないのかなと、何かこれそういうことですね、それに替わるもの産業会館がなくなった以上、それに替わるものをどこかに設置する必要があるんじゃないかと。これ、どこがいいのか検討課題かもしれませんが、やはり駅周辺に限られると思うんですが、エリアとしてはですね。これまず設置、大がかりなものをしるとは言いませんが、その点インフォメーション的なものをですね、やる気があるのか。私はやればいいと思うんですが。これが第1点ですね。

第2点はですね、105ページ、これは負担金補助金の欄があるんですが、秋祭り活性化事業、前回の決算でですね、確かほかの委員さんからですね、これでは神社にやっているんじゃないかというような確かな発言、思われるというような発言があつてね、暴力追放対策費として、計上したらどうかと、こういう意見があつたんですが、これはそのときの答弁はですね、確か検討してみるというような答弁でしたけれども、検討してこうなったのかどうか、なにもなしにこのまま書いてしまったのかね。

それとね、そば焼ちゅうの町民還元、8年度は率ですね、どのくらいだったのか。以上3点お願いいたします。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。確かに産業会館の廃止に伴って観光案内所がなくなったということで若干のご不便もきたしたかなと思いますけど、実は廃止の段階で駅のほうに委託してですね、お願いできないかとか、それから商工会の窓口でどうかということいろいろ議論させていただきました。その中で駅側のほうもですね、特別委託を受けなくても、やはり窓口業務として、こうやってお客さんについては、ある程度対応させていただくと。それから、商工会のほうに直接あそこにつながってございますんで、入られているかたは、来られて案内というかたちでおられるかたもおられると。局長のほうからも聞いてございまして、局長のほうでですね、そこに来られたお客さんについては、じゅうぶん対応していってると。どこに置けばいいかどうかということじゃなくですね、やはり駅前周辺の商店街のかたもひとつきちんと対応していただくというかたちでですね、以前も新たに設置したわけでございますけども、利用率も極端に少なかったということでございますんで、従来の産業会館でたまたま入っているかたにもお願いしてございます。当然既得権でございますんで来られたときにけっこう照会等がありますけど、きちんとお答えしていただいたということでございますんで。来られたかたについては、そんなに今のところご不便というかたちはないのか



など考えてございます。確かにあればよろしいかなと思いますけど、そのなかで、物産の館ですとか、そういうかたちで夏場観光客で来られたときの対応できるようなかたちもとってございますんで、当面そういうかたちで進めていきたいなというふうに考えてございます。

それから、もうひとつございました秋祭りの関係でですね、これは8年度の決算で、実は8年度の予算のときにそういう話が出まして、9年度の予算書からについては秋祭り暴力追放というようなかたちで、名称を若干変えさせていただいております。

焼ちゅうの還元率でございますけども、平成8年度のときは2回ほど実施させていただきました。これは8月9月にかけてと、それから年末の12月1月にかけてでございますけど、8月の段階は若干停滞をいたしまして、45.7%と、それから12月につきましては62.3%と、それからちなみに、今年度も先月までかけまして実施したところでございますけど、約62%の還元率となっております。以上です。

委員長（竹浦 隆君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 案内所の問題ですがね、商工会なり駅に頼む、出るのは頼んでいると。それであればですね商工会のこう入り口の所に案内所というものを、明示はできないのかと。何も無い、今、商工会と書いてあるだけですからね。実際、町から派遣してましてね、町費もある程度、400万程度それは人件費として出していると。そういうことを考えますとね、少し力を入れてもいいんじゃないかと、それりや僕、経費をかけれと言ってないんです。力を入れてもいいんじゃないのかなと。あそこに案内所あるのかないのかと、おそらく商工会に行ったら教えてくれるだろうと思って入る旅行者もいるだろうけれども、案内所と書いているか書いてないかではやっぱり利用の度合いというのがぜんぜん違うと思うんですがね。そのへんの経費をかけないでそういう努力をしてみるという姿勢というのが必要でないのかなと。ただやっているやっているというんじゃないくてですね、現実に案内所と一言も書いてないわけですから。これどうなんですか。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 今、ご指摘ありました件につきましてはですね、春から町のほうから事務局長というかたちで派遣してございますんで、そのへんの状況もじゅうぶん把握していただきたいということでお願いしてございますんで。そのへんの状況等によって検討していきたいと考えてございますのでご理解賜りたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 107ページ、委託料の中で簡易宿泊所管理、それから18節ライダ - の館用の備品購入費ということなんですけれども、これそれぞれにどの程度の利用者があるのか、ということが1点ですね。

新得の場合、本当に簡易宿泊所ということで、まあ利用している人の話を聞いてもたいへんありがたいということなんですけれども、屈足のようなある程度、こう固定化した収容施設というのか、利用できる施設というような展望が開けないものか、2点についてお聞かせ願いたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） ライダ - の館の関係でございますけど、これは実は屈足の振興協議会のほうにお願いして管理をして、その中で宿泊状況等もつかんでいるわけでございますけども、例年、利用者というのは若干増えてきているのかなというよう

に思っております。私どものほうで押さえている数字的には60名以上のかたが利用されていると。私どものつかんだ数字的なのは61名程度ですけども、記載されないかたですとか、そういうかたもおられますんでその程度利用されているのかと思っております。

それから、18節の備品の関係でしたでしょうか、これは、私どものほうでたいへん利用者の落書帳というのを掛けさせていただきまして、その中の要望としては洗濯機があればたいへん便利だと。そしてそういう要望等もございましたんで、8年度につきましては洗濯機の設置をさせていただいたところでございます。

実は新得のほうの関係につきましては、たいへんテントというかたちで実施しているわけでございますけども、昨年はおそこにも放火ですとか、いろんなかたちが若干ございました。それでそういう中でも、付近のかたにちょうど注目していただきたいと、いようなかたちでお願いしながら、正式な管理人も置かない状況の中で利用していただいているわけでございますけども、これは年間、あそこで利用されるかたというのは200名近くのかたがおられるわけでございます。ただ、あそこの中の施設を新たにまたきちんとしたものを作るとなるとこいばですね、あその総体的な広場の利用等もございまして、当面今のテント方式ですとか、そんなかたちで検討していくほうがいいんでないかなと思っております。総体的には駅前の北広場の利用等について今いろいろご意見等もいただいておりますし、それから、北広場の検討委員会というものがございまして、今、菊地委員さんのほうから言われたことについてまた、そちらのほうでもご相談をさせていただいて検討していきたいというふうに考えてございます。

委員長（竹浦 隆君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） 103ペ - ジの商工費の第7節の賃金なんですけれども、トイレの関係なんですけども、非常にトイレの賃金に支払われた金額が年々安くなってきているような感じを受けているわけなんですけども、平成6年度なんかは、平成7年度ですか、37万ぐらい予算を組んでいたのが、段々と少なくなって行って、そして駐車場も清掃作業員が15万なにがし、こう払われているわけなんですけども、何か所ぐらいになったのか。それから駐車場バスの待合所というのが、今年から新たに設けられているんですね。この関係をちょっと説明していただきたいと思います。そしてまた、今後そういったところのトイレの水洗化関係は考えておられるのかどうかということでもちょっとお願いしたいと思います。

それから108ペ - ジの補助金の中の新得町観光協会に補助しているわけなんですけども、それが昨年度から見ると120万なにがし、こう安くなっているんですけども、その理由として何が、観光である程度伸ばすべきでなかったかなと思うんですけど、年々少なくなったその理由なんなのかなと、ちょっとお伺いしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。駐車場のトイレの清掃作業員の関係でございますけど、従来は一つには屈足では2か所あったわけでございますけど、1か所につきましては、屈足総合会館の清掃のかたがたと、1日の中で時間の配分をしていただいてやっていただいているというようなことでございます。その中で若干減ってきたのは、1か所のほうにつきましては、ひとつには、地域のかたがたがですね、あとで清掃ですとかそのへんもしていただきますということで、あその駐車場とも、中の整備も図らせていただいておりますんで、若干そんな関係で賃金とも減ってきている

のも事実でございます。今、駐車場のバス待合所ですとか、それから、この清掃のほうについては、主に屈足の買物駐車場ということで、陶芸センタ - のほうが中心になろうかなというふうに考えてございます。

それから水洗化の関係でございますけど、実はたいへんトイレ等の整備が遅れているのでそのへん検討していただきたいということで、以前も屈足の一部地域のかたからもそういう要望ございまして、私どもそのかたともいろいろ今、現在協議しているところでございますけども。ただ水洗化にしますと、若干、冬の管理でなかなかたいへんでなからうかと。その場合冬になってですね、管理しきれなくなって閉鎖、やもなしとなったときに住民のかたとの今度は同意がとれるかと、いうことで協議してございまして、そのへんも地域住民の皆さんにじゅうぶんご理解していただいた段階で、少しずつ全面改修をしてみたいと、そんなことで今考えてございます。

ですから、造るのは何ですけども、やはり一番問題は冬期間の問題、管理の問題でございますので、そのへんをひとつじゅうぶん検討していきたいというふうに考えてございます。

それから、観光協会の補助金の関係でございますけど、これはかなり大きな額になってございます。ただその中で大きなウェ - トを占めてくのが、狩勝峠のトイレの維持管理費がたいへん多いと。ということでございましてそのへんの電気の光熱費の、一つには節約ですとか、それから昨年と若干お金がかかっているのは、あそこのポンプの修理代が昨年120万程度かけた経過がございます。そういう分が今年度予算計上されてございましてそのへんが入ってきているのかなというふうに考えております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） トイレのほうの関係はこれは屈足方面ということでお聞きしたんですが、新得方面のトイレ関係はどうしておられるんですか。それから、ちょっとこの下の狩勝高原の関連もしてくるんですけれども、サホ口湖まつりの件でまた、触れるということはたいへん申し訳ないんですけれども、昨年度まで行われたサホ口湖まつりは狩勝高原まつりを移行して土現と共催で行われたということのかたちの説明はよく聞きました。それでそういったかたちの中でカヌ - 関係が2年ほど続けられたのは、今年からなくなったわけですね。それに関してのあれはまあ、土現のほうから今年は中止だよというかたちで聞いたということもよくその点は課長からもお聞きしたわけなんですけれども、あそこにりっぱなフィッシングデッキもできているもんですから、カヌ - 関係はあそこに舟、湖という舟というふうに私ども解釈するんですけれども、それが、これからですね、そういったかたちのあそこをカヌ - 関係を使う、使われる気が来年度の計画からあるのかどうか、そういったようなことをひとつお尋ねしたいと思います。その2点でお願いいたします。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） ほかのトイレの関係ということでございますけど、国道ぶちで私ども管理させていただいております、国道ぶちのトイレをそれから狩勝峠のトイレ。これは毎日管理人設置してございますので、そういうところについてはですね、ある程度オープンにしてじゅうぶんな管理もできるかと思っておりますけど、やはり冬期間になりますとその中で水を使うということになっていけば、それなりの態勢、管理態勢がなければできないだろうと。観光施設についてはほとんど冬期間占めてございますので、そういうところについては全部秋の段階で整備して閉鎖していると。管理人がやってじゅ

うぶんできるところについては対応しているという状況でございます。

それからサホ口湖、それから狩勝高原のまつりの関係でございますけど、これ確かに3年前にイベントについてはひとつにさせていただきました。その段階で正式に私どもあそこのダムの所有者であります道と、それから私どもと双方がひとつ実行委員会組織の中でいろいろ進めてるわけでございます。その中でカヌーについては2年ほどそういうかたちでご無理をいただいたところでございますけども、今年度はいろいろ実行委員会の中での関係もございまして、中止をしたような状況でございますけど、今後についてはやはりそういう実行委員会の中でじゅうぶんまた協議をしていかなければならんと。中に、実行委員会の中としてイベントとして、ひとつひとつとしてじゅうぶん検討もしなければならん事項もございまして、その中で検討をしていきたいと。総体的にはサホ口湖については、上のほうでカヌーの練習池等も設置してございますし、それからカヌーの皆さんからのいろいろ要望あった事項についても、事業者側としてもいろいろそのへん対応すべきかたちで進めてございまして、あそこについては自由にしようというかたちの中で当然総体的にカヌーの使用もしていくと考えてございまして、ひとつそういうことをご理解していただきたいと思っております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） もうひとつ、もう1件、さきほどの質問の中で駐車場バス待合所の関係の質問をしたような気がするんですけども、トイレの関係。その関係のバス待合所の賃金支払い1万4,295円ですか、この関係の説明がぬけているんですが、ちょっとお願いいたします。

もう1点、カヌー関係ではそういったことでいろいろ検討しておられるということなものですからわかるんですが、何か明年から行われる維持管理にですね、何か本町としてはあまり乗り気でないような状態だったという話を聞いたんですけども、その点と。2点お願いします。

委員長（竹浦 隆君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 駐車場バス待合所の関係につきましては、これは従来、屈足、ご承知のとおり幸町になるんでしょうか。元の郵便局の前ですとか、そちらのほうもお願いしたわけでございますけども、そちらのほうについては、あそこの待合所の設置に伴いまして、地域からの要望ございまして管理等についてじゅうぶん私どもできる範囲、除雪も含めてやっていただけるとようなかたちの中で設置した関係ございまして、現在はこちらの予算計上している分につきましては陶芸センタのほうというかたちでひとつご理解していただきたいなと思っております。

それから、サホ口湖の維持管理の関係でございますけど、これはダム促進事業でその中におきまして、当然施設が出来上がったあとは管理をしていかなければいかんと。その中で相互いろいろ道、それから町、それから民間を含めた中でどういう管理方法をしていくかということで、協議もいろいろ進めさせていただいております。その中でいろいろ事業も資料に伴いまして町のほうとしては今、土木現業所とどういうかたちの中でひとつ管理をしていくかということで、今、協議中でございます。当然これ当初からの約束ごともございまして、町も応分の負担をしながら管理しなければいかんということで、じゅうぶん認識しているわけでございますけど、やはり今後ずっと継続していく管理事業でございますので、当然力のある道のほうにできる限りのかたちでひとつお願いをしたいというようなことを要望しているのは事実でございます。ただ町もそれを

しないとかいうかたちでなくですね、道のほうに応分の負担できる範囲はお願いしたいというかたちでやってございますんで、町が荷物だからどうだとか、しないとかいうかたちはございませんので町の方ほうもそのへんについてじゅうぶんわきまえてございますんでひとつご了承いただきたいと思います。

---

委員長（竹浦 隆君） 暫時休憩をとります。

（宣言 11時59分）

委員長（竹浦 隆君） 休憩をとき再開いたします。

（宣言 12時00分）

---

委員長（竹浦 隆君） 次に進みます。111ページ下段から121ページ中段まで。たいへん失礼いたしました。1時から再開したい思います。なお、午後の部は千葉副委員長さんに交替していただきたいと思っておりますがよろしくお願いいたします。

（宣言 12時02分）

副委員長（千葉正博君） 休憩をとき再開いたします。

（宣言 13時00分）

---

#### 一般会計 歳出 第8款 土木費

副委員長（千葉正博君） 午後よりの早退届出委員は金沢静雄君を除く16名で審査を行います。111ページ下段から121ページ中段までの第8款、土木費全般についてご発言ください。委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 114ページ、工事請負費、街灯の新設ということで480万の予算で新設が行われているわけですがけれども、どのような地区で該当するのかちょっとお聞かせねがたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。街灯の内容でございますけれども、ティパ・ポ・ル、通常の各街灯についております約5程度の街灯でございますけれども、これが4灯、それからあとの26灯は電柱共架でございます。新得17基それから屈足7基それから郊外に2基設置してございます。電柱共架です。電柱に付けてございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） ティパ・ポ・ルという、こうなつたことですよ、はいわかりました。それでですね、この今回の街灯の新設では一般的な街灯ということで、一番安上がりに建設されているのかなと思うわけですが。町全体を見てですね、例えば橋が新しく建設されたとか、特定の場面に限るとは思うんですけども、その場所、場所で使っている街灯がみんなデザインが違うんですね。それでこの今言われてるティパ・ポ・ルですとか、電柱に付ける物というのが形がそれぞれだいたい同じような形をしているんで、統一がされるんじゃないかと思うんですけど。例えば全町公園化等こう考えていくときに、そのバラバラなデザインの街灯がいかなものかなと思うこともあ

るわけですね。特に今回その特注というんでしょうか、特殊な形の特別なデザインの街灯というものがどこに決算されているのか。例えば次のページに工事請負費の中にも、道路の改良ですとかありますよね。こういう中に一括して入っているものなのかどうか、それもお聞きしたいことのひとつではあるんですけども、特に特注の街灯ということになるといろいろ話に聞きますと何倍も値段がするようですよね。そうなりますとですね、例えば一般的なものでしたら、町内の業者がそれを請け負ってできる場合がほとんどだと思うんですけども、特殊なデザインなものとなるとなかなかそれも難しいような話も聞くわけですね。このデザインを考えるとどのような考えのもとに、街灯を新設されているのかお聞きしたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。特殊な街灯につきましてはそれぞれ今、申し上げられましたとおり、例えば橋の取り付けだとか、その特殊なところに特殊な照明をもってやってございますけれども、町全体としましては、さきほど申しましたティパ型を利用してございます。ただ全町公園化に向けましてデザイン等統一化ということはこれは内部的には考えておりますけれども、例えば街灯であるとか、あと看板であるとか、それから道路の標示板であるとか、そのへんのやっぱり町のカラーだとかイメージカラーですね、そのへんまでこう内部的には今、検討をしているところでございまして、全体としてはそういうかたちで進めていきたいと考えてございます。ただデザイン等の町内業者の施工ということでございますけれども、これにつきましては、デザインは各メカ、それからそういうところでその、デザインの私見を持ってございまして、そこへ事前に私ども発注しておけばそれを地元の町内業者に施工することは可能だと考えております。

副委員長（千葉正博君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） デザインをするときにですね、この例えば考え方のひとつとして本通りはこの形にするけれどもほかの場所は違うとか、ある一定のその考え方をデザインに関する考え方が一定していればですね、その発注の仕方にも納得がいくわけですが、その場所、場所によって違うデザインポルを使われることが多いわけですね。ということはですね、だれがそのデザインポルをそのデザインをしているのかということが問題になると思うんです。町がデザインをしてそれを業者に発注するというんなら話はわかるんです。ただその場所によってデザインポルで全町公園化等を考えるときにバラバラなデザインということで気にはなっていたんですけども、ところどころにですね、町の考え方ではなくて一から十まで業者任せのそのデザインポルであるとすれば、あえて高いものを買わされているのではないのかなという気がしないわけではないんですけども、そのへん実態がどうなっているのか、あるいは今後どのようにしていくのか、あるいは全町公園化との絡みはどうなるのか、いっしょにお聞きしたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。デザインの考え方といたしましては基本的な形はそれぞれメカでもってございますけれども、それに桜を配置するとか、そういう面では町の考え方を入れてデザインをしてもらっているというのが実態でございます。また今後の考え方としましては、やはりある程度統一性をもったもんでやっていきたいなと考えておりますのでご理解賜りとうございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 115 ページのですね、道路新設改良費の中の委託料、北新内線地質調査及び実施設計なんですがね、これは確か25 だと思っんです。去年100 をやりまして、ダム堤から先のところだと思っんです、ダム堤から先というのは町長が答弁してましたようにですね、これからどうするか検討すると。決まってるはないんだと、というような答弁でして、この決算書から見ますとこの実施設計がここに入っていると、決まってもないものをなぜ実施設計する必要があったのかと。これどうなんですか。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。北新内線の関係で実施設計ということでございますけども、これは道と協議しまして実施設計という字句を使いましたのは、補助対象とするためでございます、内容的には概略設計でございます。それによりまして今後その道をどのような線形でもっていか、その全く前段の作業でございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） これは私のようなわからない人が見ますとね、どうしても実施設計としか見えないわけですから概略設計とこう書けない、書けない。書けないものなんです、これどうしてもこれ実施設計というね理解してしまう。これ、これではですね、決まってもいないことを実施設計、お金をかけて実施設計する必要はなにもないはずなんです。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） この設計に関しては道とそれぞれ補助対象するしないの協議がございまして、その中でメニューの中に概略設計とか、そういう設計の項目がございませんで実施設計という字句を使わせていただいたということでございます。

#### 一般会計 歳出 第9款 消防費

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。121 ページ中段から122 ページ中段までの第9款、消防費全般についてご発言ください。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### 一般会計 歳出 第10款 教育費（教育総務費～幼稚園費）

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。第10款、教育費に入ります。ページ数が多いので二つに区切って審査いたします。先に122 ページ中段から135 ページまでの第4項、幼稚園費までについてご発言ください。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 126 ページ事務局費の中のですね、高校通学費の問題であります。高校通学費、実はあの新得高校生の父母負担軽減ということで助成をしたわけですが、これはですね、より今までも負担していたわけですが、バスの人は4,500円だったと思っんです。それよりもより条件減をして全額いちおう全額ということであってます。しかしですね、現実はどうか。佐幌で申しますと24区、あと23区の半分、これはですね、父母負担軽減策をする前は4,500円でよかったわけ。しかしですね、この軽減策を全額町負担、交通料をしてからですね適用されなくなつた。というのは5、5 までという規定ができたわけですね。私はですね、より有利にしようと、父母軽減はより少なくしようと思っんです、やった策がですね以前の策よりも悪くなつています。出ないわけ。その人たち。予備軍がいっぱいいる、高校に行く予備軍が。こういう政策をする以上ですね前の施策よりも悪くなつてはぜったいいけない。これは改善がきつと不都合で、改善するならまた話は別、より充実させようと、思っんです、やった策がですね、悪くなるどころが出てくる。こういう政策がありえる

のか、こういうのがひとつね。

それとですね、130ページの中に扶助費の中に修学旅行援助というのが新しくあるんですが、これはですね、一定の基準の中で扶助をしたのか、それとも突発的に今回だけをですね、何かの都合で6万7,500円、まあ少額ですけども、どういう形で補助、扶助したのか、お聞きしたいと思います。

それとですね、132ページですね、18節の備品購入費の中に、中のことなんですが、これは去年、委員会で各学校回るわけですが、びっくりしたですね、予算に組んでいたのにですね、新得中学校の作業台ぜんぜんそろってなかったわけですね、実際これそろったのはですね、2月の20日に備品購入契約を、なってますが、なぜこんなに遅くなるのか、予算を組んでなくてですね遅くなるのならわかる、これは当初からですね予算を組んでいたもの、予算を組んでいたもの。そういうあの、同じお金の使い方でもですね、始めに買って納めて、子どもたちに使わず、使ってもらうのと、卒業のころにですね、備品がそろう、これほど効率の悪いお金の使い方はないわけですし、これだけではないわけです。ほかにまだ2月なってから購入したものが2件ほどあるんですが、特にこの作業台というのは前から要望されてて予算に載って予算に載りながら実際のものが購入されるのはもう卒業するころ、これどういうことなの。

それとですね、その教育振興費の同じページの委託料の中に、部活動生徒輸送というのがありますが、これは中学生に対してやっております。ただこれがですね、私はこれは規定であるわけですが、高校生にも乗れないのかと、部活を利用して遅くなるような人にあたるのは。上佐幌の奥のほうの人とか、新内の人とか、バスは高校生で部活をすると実際は乗れない、部活は限定できないわけですよ、乗れない。中学生は部活バスがあるわけですが、それに便乗できないのか、この点よろしくお願いします。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） それでは1点目の高校通学費の補助の関係でございますけども、現在は町内のバス路線の利用者につきましては11か月分ということで平成9年度から補助をいたしております、さきほど申されました5以上というのは、自転車通学の場合ですね、5以上ということになっているかと思うんですけども。現状では昨年の10か月分から11か月、1か月伸ばしましてですね、11か月分の補助をしているということでございますので、ご理解賜りたいというふうに考えております。

それから130ページの修学旅行援助費でございますけども、これにつきましては国の補助制度がございまして、高度へき地校と申しまししょうか、トムラウシが対象になるんでございますけども、ここの修学旅行につきましては、補助制度がございましてその分補助をいたしております。

それから132ページの新得中学校の作業台の関係でございますけども、納入が遅くなったということございまして、たいへん事務の、こう遅れからそういったことになりまして、たいへん申し訳なく思っております。今後につきましてはですね、効率執行に努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお聞きしたいと思います。

それから同じく132ページの部活動の生徒輸送でございますけども、これにつきましては新得ハイヤーのほうに委託をしております、そして定員がこう少ないものですから、もしあの乗車にですねこう余裕があればですね、高校生も乗せておりますけれども、こう、いっぱいになればですね高校生には、こう遠慮願っているということでございますので、ご理解賜りたいというふうに考えております。以上でございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 高校の通学費なんですがね、自転車、いいですか、自転車は5



と。じゃああのバスは現実には出てないわけですよ、あの24区は。23区の半分も、3号から南側ではですか、以前は出ているわけですよ。バスは出ていませんよね、バス、バスの、自転車の。だからキロ数があるから、自転車、学校までのキロ数で5あるから自転車の3,000円は出ていますけども、バスは駅前までしかいかないから、キロ数が足りないと、出ていませんね、出てればいいんです、確かに出てないはずですよ。いや。だから以前よりも以前よりもですよ、これは条件が悪くなる、悪くなる。むしろよりよくならなければならぬはずなんですよ、よりよくならなければならぬはずなんで。後退することがなぜあるんだと、これ改善すべきはあるのかないのか、ね。

それと修学旅行費なんですけどね、へき地校の修学旅行費については133ページに高度へき地、これ出ていないですよ、扶助費出ているわけです。133ページ、これ、答弁ちょっとおかしいんじゃないですか、こっちにもちゃんと出ている。

それとですね、部活輸送、これ、これですね、ご理解賜りたいということなんです、別にそれは答弁なってないと。あのね、私はこう規定、高校生がですね、そのバスを利用できるのはですね、災害とかそういうことがあったときにという規定がありますよね、その町の例規集の中に。それをその規定でいくと乗れないわけですから、乗れないわけですから、乗れるようにはならないのかと、そういう質問ですから、ご理解願いますというより、そういうものもって改正できないのかと。別にある程度人数、人間をですね、人数をですね、把握しておけばそんなに経費がかかるわけではないと思うんですよ、どうなんですか。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） 1点目の高校通学費の関係につきましてはですね、のちほど調べてですね、ご返事を申し上げたいと思います。

それから133ページの高度へき地修学旅行援助費でございますけども、これは中学校分ですね、トムラウシの子どもたちの修学旅行の補助として支出をしておりますけども、さきほどの分は小学校費ですね、小学生の分のトムラウシの小学生の修学旅行の補助ということでございますので、小中、それぞれ分けて予算を計上いたしておりますのでご理解賜りたいと思います。

それから、あとの部活動の生徒輸送でございますけども、現状につきましては中学生のかたのみやっておりますけれども。高校生、さきほども申しましたけれども、高校生につきましてもですね、1台の車に余裕があればですね、乗せているという現状もございまして、もし余裕があればですね、乗せれるかなというふうに考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 余裕がなければ乗せない、ということですよ、余裕がなければ乗せない。だから乗せない部分はどうかという質問ですから、余裕のあるのはそれはいいです。余裕がない場合にどうするかということですから、余裕がなければ乗せないんですか。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） それでは部活動の輸送でございますけども、車に余裕があればということで現状では乗せてございますけども、状況を調べましてですね、また検討をしてみたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

副委員長（千葉正博君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 131ページ中学校費の工事請負費で質問したいと思います。このたびは新中の備品あるいは設備についていろいろと大きくご配慮いただきまして感謝いたしているところです。ただひとつ以前から学校のほうからもいろいろと危ぐする話が出ておりましたけれども、このたびの備品用にとということで家庭科、技術の機械が入りましたけれども、その機械を据え付けているおりに、やはり電気工事がいっしょに伴ってくるわけですね。そのときにも、改めて指摘されたということで、ここで質問したいと思うんですけども、中学校で使っている変電施設というのが旧式の施設ですね、確かトランスヘルムの。それで今、使って使えないことはないことはないんですけども、いつ火災が出てもおかしくないようなしろものだとということで、学校からもここ2、3年続けて、確か交換の要望が出ているはずなんですね。ただ、何とかかんとかだましましたしているのかな、こう何とか使ってきたという現状なんですけども、雨が降れば中に雨も入って漏電の可能性もあるということだし、いつ火災が出てもおかしくない状況だということが、改めて今回の工事のときにも、すでに電気業者からも内々指摘をされておりますので、これについても早急に対策をねっていただきたいと思うんですけども。今回不用額は36万しか不用額ありませんので、やはりこの中ではできる金額ではないとは思いますが、その点についてどの程度把握しておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。学校ともですね、いろいろ協議をしております、できれば今年度中に予算をですね、工事の執行状況を見ながらですね、何とか修理をいたしたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 130ページの13節、委託料でございますけども、スクールバスの代行運行で989万載ってございます。これは何台の車がですね、その運行してこのような金額になっているのかちょっとお知らせ願いたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。スクールバスの代行運行につきましては現在6路線ということで運行いたしております、新得ハイヤ - のほうにですね、大型のマイクロバスというかそれが3台と、あと小型車1台で合計4台ですね、運行いたしております。

副委員長（千葉正博君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） さっきのこう委託料と今の委託料で、私、お聞きしたいなと思うことがあるんですけども、この金額はその、このスクールバスの委託料というのは年間、もう生徒数も決まっておりますし、路線も決まっておりますし、日数も決まっているわけですよ。さきほどの委託料は運転手の委託ですから、いつ運行するかわからんから、金額は定まらないかもしれないんですけども、このスクールバスの委託料は金額が決まっているわけです。そしたら町ではですね、これは業者の人とお話し合いをしてこの金額は業者の人の金額なのか、それとも年間、こんだけの委託料というのはもう生徒数も日数も決まっているわけですから、これはねぎった金額なのか、そういうふうな行爲が行われているかどうかというのをちょっとお知らせ願いたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。このスクールバスの運行委託につきましては、タクシーの料金ということでお支払いいたしております。タクシーの料金につきましては、陸運局の認可料金ということでなっております、その認可を取った料金でですね、契約をいたしております。特に今まで何回かですね、値下げの交渉もしてきたわけですが、認可料金を下げるといようなことは、認可違反になるということもございましてですね、それでそういったことがなかなか困難であるということで現行のタクシー料金で契約をいたしております。

副委員長（千葉正博君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） タクシー料金ということで値下げができないということですが、まあこれは8年度の決算ですからまあ、値下げができないといったら値下げができないことだったのかもしいんです。またタクシー業者にしか委託ができなかったのかもしれないけれども、今回は、来年度の予算に関してはですね、今タクシーの料金はいろいろ各社まちまちでございます。こういうふうなものの金額はつねにその町側としてこういう定まっているものは交渉をしていただきたいと思って話を終わります。

副委員長（千葉正博君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答え申し上げます。現在の陸運局のほうではゾーン運賃性とかいろいろ運賃の自由化みたいなものは打ち出しておりますので、今後ともですね運行の契約にあたりましてですね、業者とも予算の関係いろいろ折衝してまいりたいというふうに考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

#### 一般会計 歳出 第10款 教育費（社会教育費～第6項保健体育費）

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。136ページ第5項、社会教育費から、151ページ第6項、保健体育費終わりまでについてご発言ください。委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 139ページの町民大学費、負担金補助及び交付金なんですが、あの報償費から60万流用しているわけですが、流用した金額よりも、不用額のほうが多いと。負担金とか補助金というのはある程度金額がわかるわけですよ、それ、流用しなくてもちゃんと残が出たわけです。備品とかいろいろなものだったらわかります。急ぎよ必要になると、なぜ60万流用してまだそれ以上のものが余る。非常にちょっと不自然というかな。それでですね流用先がですね、報償費なわけですが、この報償費というのは、これ町民大学で今、講師のかたにお支払いする報酬なんですが、非常に安い。苦労されているいろいろやっているわりには安い、それをもって予算を多く計上されていると思うんですが、流用するところがですね、こんなに少なくてリサイクル的な報酬でがんばっておられる。私はですねこれ、もう少し報酬、報償費をですね、報償費をですね、講師のかたのお礼をですね、謝礼ですね、もう少し増やすべきではないのかな、本当に苦労されておりますので、この町民大学というのは非常に僕は町のためにいい効果を表している、効果が出ていると思ってますので、より充実するためにはですね、この報償費を少し値上げをしましてですね、満足とは言えませんがそれなりのものをお支払いして、そのほうがいいんじゃないかと、この2点お願いします。

副委員長（千葉正博君） 社会教育課長、長尾 正君。

社会教育課長（長尾 正君） 今回、講演会の講師謝礼ということで、8節で予算を組んでおりましたが、利雪親雪フェアの関係で19節の補助金に流用したところでございます。実際はですね、もう一目上の19節のほうで削除して支出しましまして、こ

の19節が残ったようなところでございます。それから講師の謝礼につきましては現在町内の講師につきましては4,000円、町外の講師等につきましては6,000円以上支出しております。安いというご質問だったと思いますが、現在のところはですねこのへんでご了解いただきたいなと思っております。

副委員長（千葉正博君） 委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 144ページ、委託料の温水プールの実施設計ということで、まず、1点お聞きしたいんですけれども、実際に工事が始まりましていろいろ工事をしている業者さんの声なんかもちろはらと耳に入ってくるようになりました。実際に文教委員会としてずっとタッチしていたということもあって、特に気にして声を聞いているんですけれども、今回予算の関係ということで、水の殺菌方法を塩素殺菌ということで、塩素殺菌用のもので殺菌しているような最初の計画であったかと思っております。もうすでに工事も始まってますので、それは変更ができるのかどうなのか、さだかではありませんけれども、いろいろ話を聞きますと最近のプールに関してはオゾン殺菌だと。なぜオゾン殺菌かという殺菌効果もさることながら、塩素による皮膚の腐食の問題がやはり大きく取り上げられているという事で、定期的に高い交換料を出して交換していかなければ維持ができないということがあられるようであります。過去に東大雪荘の熱交換機の設置においてもですね、この温泉の泉質でもってそのステンレスが腐食が激しいと。途中でチタンの材質に換えた経緯があります。もしこのたびもですね、予算が許せばというのかな、長い目で見ると必ず安上がりになるという業者の話もありまして、塩素からオゾンというほうに換えて設置するときには高いんですけれども、長い目で見て換えていくほうが得策ではないのかなという、気がするんですけれども、それが1点。

それから、ここに17節でもって公有財産の購入ということで用地の取得が出ているんですけれども、これはプールに関しての用地取得でしょうか、確かめてから質問したいと思っております。

副委員長（千葉正博君） 社会教育課長、長尾 正君。

社会教育課長（長尾 正君） さきに用地取得のほうご答弁させていただきますが、ランニングコースの用地でございまして、土地2,122、家屋9.72でございまして。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） プールの水洗関係でございまして塩素滅菌等のオゾン殺菌でございますけれども、確かにオゾンで設置しますと値段は高いわけでございますけれども、塩素滅菌にしましても、ある一定年数は対応できますんで、当初からちょっと工事費きつい面もございましたんで、塩素選定したということでございまして。オゾン使ったことによることと塩素使ったことによる、腐食の度合いということとはちょっと現在わかりませんのでまた、のちほど調べてみたいと考えております。

副委員長（千葉正博君） 委員、黒沢 誠君。

委員（黒沢 誠君） 130ページの新内ホールの管理人、これどのような方法で行なっているかちょっとお聞きしたい。

一般会計 歳出 第11款 公債費 第12款 諸支出金  
第13款 予備費

副委員長（千葉正博君） あとで補足でお願いいたします。次に進みます。

152ページから153ページ終わりまでを、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費まで一括ご発言ください。

(「なし」の声あり)

副委員長(千葉正博君) それでは次に進みます。その前にさきほど農林課長より答弁漏れがございましたのでここでお願いいたします。農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 午前中の菊地委員の町内の家畜糞尿処理施設の処理数、処理戸数、あと、未処理戸数の数は何戸ということでしたけれども、現在、馬を除く家畜飼養戸数、町内で81戸ございます。未処理、処理ということですが、その81戸はそれぞれに施設はあるわけですが、ただその家畜頭数に比例する適しての、適正な施設かということとどうかとなると、ちょっとこれ問題があるわけですが、平成6年からの大型経営に対するその改善、拡大したところの数ですが、平成6年から22件行っております。ただしですね、なお追加ですね、まだ22戸のかたが要望しております。ただ厳しい経営の中、それで投資だとか、いたしましても、所得の向上だとか直接にはつながりませんので、ちょっと厳しい面があるかなと思っております。

副委員長(千葉正博君) 委員、菊地康雄君。

委員(菊地康雄君) 確かに経営上考えればかなりの負担ということはたいへん難しいことなんですけれども、同時にですね90ページの有機質の還元事業の中にも当然そのたい肥部分というのを使うことにもなるでしょうし、家畜の糞尿処理施設ということで、大型のさきほどの22件の中でこの400万というのが使われているのではないかなと思うんですけども、現実のその保存のその処理のたい肥場もない、ただ積んであるだけということの環境汚染がですね、今、だんだん大きく叫ばれている中で、全くその現状ということのままでいいのかなのか、たいへん気になっているところなんですけれども、それ以上のことは言われませんでした。建設的な考え方ということでお聞かせ願いたいと思います。

副委員長(千葉正博君) 農林課長、斉藤正明君。

農林課長(斉藤正明君) 経営が厳しいわけですから、自力でやるというわけにはなかなかまいりません。そこで町としましては道営草地開発整備事業で21世紀パワ-事業というのがございます。それは受益者負担が5%でございます。ただ全体事業費が、全体事業費のですね、3割強ぐらいしかできませんので、それでその22戸、さきほど申し上げました22戸の中にはそういうかたが入っておるわけですが、そして残りの22戸のかたもぜひそれでやりたいという話になっておりますけれども、とにかくなにしろ全体枠の35%しか事業費枠ございませんので、非常に厳しいわけですが、町としましても、その高額な補助事業ですね支庁、道に協議しまして要望しているわけですが、なにしろ公共事業の削減ということで、実施年度がかなり遅れるのではないかなということ考えております。町としましても、前向きに対処は考えているしだいでございます。

一般会計 歳入 第1款 町税~第10款 使用料及び手数料

副委員長(千葉正博君) これから一般会計の歳入に入ります。

7ページをお開き願います。7ページから21ページまでの第1款、町税、第2款、地方贈与税、第3款、利子割交付金、第4款、ゴルフ場利用税交付金、第5款、特別地

方消費税交付金、第6款、自動車取得税交付金、第7款、地方交付税、第8款、交通安全対策特別交付金、第9款、分担金及び負担金、第10款、使用料及び手数料まで一括ご発言ください。委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 7ペ - ジの町税、それから16ペ - ジから17ペ - ジにかけての保育所、各保育所のその収入の未収のことを。それと20ペ - ジ。町営住宅の未収のことをそれぞれ各課に渡ってひとつご説明願いたいと思います。

副委員長（千葉正博君） 税務課長、小森俊雄君。

税務課長（小森俊雄君） 未収の関係についてご説明申し上げたいと思いますけども、まず、町民税の関係につきましても、個人町民税につきましてもは93名、法人町民税については1名というかたちになって合計で94名になっております。実際に町民税の関係につきましても、私どもなんとか納付していただきたいということで担当が面談なり電話なりいろいろ苦労しているわけでごさいますけども、実際に滞納者の実態を見ますと新たな滞納者というのは少なく、長年の固定されたかたが多いわけでごさいます。生活が苦しいだとかいろいろな条件でごさいます。私ども担当苦労しているわけです。そういう面からちょっと収納率が落ちているという原因でごさいます。特に年々少しずつ増加しておりますけれども、これは納税者がある程度固定してしまっているという現状でごさいますのでご理解をいただきたいと思います。

次に固定資産税の関係でごさいますけども、これも固定資産税につきましてもは、26名ごさいます。そのうち全体で法人が4社ごさいます。これは法人の関係では税額では73%を占めているということで非常に固定資産税につきましてもは、法人が大きく占めているわけでごさいますけども、これもですね、実態を調べますと企業経営の破たん並びに経営不振というようなかたちで納税が非常に困難な状態になっていると。またもう1件につきましてもは、なんとか納めてほしいということで、差押えを行ったり、またもう1件につきましてもは、なんとか年内分割払いをしたいということでいろいろ相談に応じまして、なんとか納税をしていただきたいというふうに考えて今、現在進めているところでごさいますけども。これも固定資産税も同じく年々その積み残しというんですか、そんなかたちになってまいりますので、非常に私どもも苦慮しているところでごさいますけども、今後も督促なり面談を行いましてもは、完納に努めていただきたいと考えております。以上です。

副委員長（千葉正博君） 児童保育課長、長尾直昭君。

児童保育課長（長尾直昭君） お答えいたします。保育所の未収の関係でごさいますけれども、この決算時点では未納者は6人ごさいました。これは9月の1日現在でごさいますけれども、このうち4人が全額あるいは分割納入をいたしまして、その金額が23万ほどになってごさいます。ただ、未収未納のかたの3人は高額未納者になっており

ます。そのうちの1人は先日全額納入いただきました。残る2人は、1人はカ・ド破産者、それから残る1人は破産の宣告を受ける予定ということで今、裁判でいろいろ手続きをしているということでございます。そのようなことでさきほどカ・ド破産者につきましては、現在分割をしていただくということで少額でございますけれども、少しずつ納めていただいております。残る破産者の関係につきましては裁判の決定しだいですね、自動的に優先的に納めていただくよう今後も指導いきたいというふうに考えております。

それから次のペ・ジのへき地保育所の未収でございますけれども、これ4万8,000円となっておりますが、実は町のかたが農家に仕事に行くという関係でこの佐幌保育所に子どもを入所してございます。このかたにつきましても収入はかなり少ないという部分もございまして、遅れがちでございましたが、現在、分割をして少しずつ納入をいただいているところでございます。今後についても細かく指導してですね、納入を上げていきたいというふうに考えております。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） 町営住宅の使用料でございますけれども、昨年度の決算委員会でもご指摘されておりましたけれども、滞納者に対しましては督促状を出したあと催告書を出しております。その後返事がない場合につきましては、保証人に連絡しますよという文書を出してございます。それでその保証人がなんの要求がない場合については本人に対して保証人から本人に対して指導してくださいという手順を踏んでやってございまして、今年10件に保証人のかたに出しました。そのうち8件より支払いの方法を決めたいということでございまして、今後とも連帯保証人をはじめてもらって支払いを約束を取り付けてまいりたいと思っております。

また8年度未徴収、未収額が841万540円でございますが、その結果、保証人に連絡した結果、8月末で106万3,500円収入いたしました。それとその結果、未収金は今、734万7,040円となっておりますので、今後とも保証人のかたと連絡を取りながら徴収に努めてまいりたいと考えております。また、まだ支払いがされてませんけれども、それぞれ誓約書を取りまして、その誓約書どおり全納していただくという約束まで取り付けてございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 町税、保育所等はわかったんですけども、まあ公営住宅のほうでお聞きしたいんですけど。この町で考えている保証人というのはただ保証人の欄に名前を書いてはんこを押してもらえばいいんだという感覚で保証人を取るからこういう未収のときに保証人にお話をしても難しいものがあるんじゃないかなと思うんです。

今までの、長年きててですね、まあ急に保証人取れという制度になってその保証人にも、今度は本人に取れなければ保証人にも迷惑がいきますよというのは、そのずっとの長年に渡ってのそういう話だったらいいんですけれども、急に保証人制度を取って保証人、保証人といったって保証人も金払えるようなかたちにはならないと思うんです。ですから、公営住宅は今入居されているかた全員ですね、やっぱり新たにその滞納している人も滞納してない人も保証人と入居者と再度話し合いをして、きちんと3か月なら3か月未納したら保証人に払っていただきますよ。こういう、今、入居している人全体に再度改めていけばですね、この未収がまあゼロになるとは私もってはおりませんけれども、一公営住宅係がですね、苦しむよりも一回町全体が苦しむまえば住宅系のほうも楽になるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょう。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。保証人に連絡とったのは今回が初めてでございます、それまでは保証人までには一切連絡してございませんでした。保証人のかたにこう聞きますと、そんな、なんかこう責任意識があまりなくて保証人になってくれというからなったんだと、いうかたもございませぬけれども、やはりお話していく段階でやっぱりこれはたいへんだということでそれぞれあの、借りているかたに対して強く指導されてございましたんで、これからはそれぞれ分納されておりますけれども、徴収を分納していただくことと、それから今現在入っている毎月の家賃を間違いなく支払っていただくということの約束は取り付けてございませぬけれども、それまた注意しながらやっていかなければならぬとと考えてございませぬ。ただ保証人に対しての意識でございませぬけれども、確かに見てますと保証人は判つて本人から頼まれて判つて役場に提出するだけですから、あまりそういう意識的なものはないような感じがいたしました。

副委員長（千葉正博君） 委員、吉川幸一君。

委員（吉川幸一君） 今、課長が答弁なったようにですね、公営住宅の保証人というのはあまりにも、その保証人になっていただきたい、いいですよ。という気楽な感じで保証人になっているかたが多いわけですよ。そして今までの体制はまあ、月に3万円の家賃のところですね、1年間滞納したら36万、それいきなり保証人に持っていったって保証人もびっくりするだけで、そのじゃあ責任持てるかといったら保証人だって持てないの、これ現状わかっていること。ですから私が言うようにこれから公営住宅に今住居している人がたは、3か月未納したらもう保証人にいきますよと。その保証人が払えないような言い方をしたらですね、あなたが公営住宅に入るには保証人を再度切り替えてそして公営住宅に入る申請をしていただくように、それぐらいの強い言い方をしないと未収金額はたまっていくと思うんですね。これは出だしたいへんだと思うんです。もう、またこの公営住宅の未収はですね苦しい人が入っているんだから、それを棚上げにして新しくなるといふ議員さんも昔はありましたんで、その考え方それぞれ違うかもしれないですけども、私の考え方はやっぱりもう次年度からは再度入ってる人全体に声かけをして、再度保証人の見直しをかけるというふうな考えでございませぬけれども、そんなお考えがあるかどうかだけ、もう1回お願いしたい。

副委員長（千葉正博君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。今、私どもで考えているのは新規に入居するかたにつきましては、保証人がついてきた場合にその保証人に対してあなたはこういうことで保証人になってますよという通知を出そうと考えておりました。ただ古いかたにつきましてはですね、約、件数で32件、32件ぐらいのかたなんで、このかたがたはずとこうその同じかたなんでございませぬ、ほかのかたはまあ順次支払いしていただいているんですけども、そのへんは保証人を通じて支払いしていただくということで進めてまいりたいと考えております。

副委員長（千葉正博君） 委員、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 19ペ - ジの使用料、水産業使用料および狩勝高原の使用料に関してですが、使用料と管理費のバランスというのをやっぱりひとつ考えどころだと思うんです。というのはですねこれ水産業使用料というのは、入漁、いわゆる釣のほうから入ってくるお金だと思うんですが、いちおう100万程度あるわけですが。これに関する管理、決算書を見ると96万だと思うんですが、あまりにも差がなくてですね、こ



こ改善して、ちょっと釣る人が少なければむしろ管理費のほうが高くなるという状況が2、3年前までは実はあったわけですが。これ生まれてくるわけですし、クールのものに申しますとね、何もせずただ釣らせているのといっしょだと。金銭面から言わずとそういうことになるわけですが。それとですね、これも同じようなことは言えるわけです。狩勝高原の使用料、サイクルモノレールとかですね、ゴカート非常に利用者も少なく管理費だけがかさぶと。管理費というのは人件費だけじゃなくて、いわゆる修理とかそれも含めて管理費になるわけですが、これ釣りの管理も含めましてねこれ改善なんかする必要がどっかで出てくるんじゃないかと思うんですが、そういう考えはあるのかなのか。

副委員長（千葉正博君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。水産業の使用料の関係でございますけども、今、能登委員さんから言われましたように収入と支出とイコールに近いじゃないかと、場合によっては逆転することもあるかと思うんですけど、実は私どもサホ口湖、東大雪湖の漁業権の取得をしております。その中で漁場上の管理の問題、そういうものが条件となりますんで、それはちょっとあそこ不可能かなというふうに考えてございます。あと後段の狩勝高原のセットの関係につきましては、これはあの6期の総合計画の中でじゅうぶん出ておまして、私どもで検討段階に入っております。で、ひとつには、ただサイクルモノレールにつきましてはですね、撤去するだけで撤去費用も何百万という金になってございますんで、逐次計画的に利用法、それから撤去法すべて検討していきたいと考えておりますんで、今、検討段階に入っているということでご理解していただきたいと思っております。

副委員長（千葉正博君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） そのサイクルモノレールをこう6、7、8とたいした金額じゃないんですけども、あのゴカート、ゴカートが非常に平成7年度はぐっと上がったんですよ、570万ほど。それが今年がたっと28万なにがしに落ちたその原因何かあったんですか。

副委員長（千葉正博君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） お答えいたします。ゴカートの分につきましてもですね、そんなんで500万が20分の1ぐらいになるとことでなくちょっとそれは細かい数字は私調べないとわかりませんが、伸びにはですね、そんなに例年伸びていないですし、それからだいたいこのへんが横ばいで昨年より若干あの今年の利用状況見ましても、若干落ちてきているというのが現状でございます。ですから昨年のゴカートの数字ちょっと私ども今あとでご答弁させていただきたいと思っておりますけども。53万で、それはですね夏場の観光客の入り込みとそれからどうしても夏休みの天候によって左右されることもありますんで、そのへんの相違があるかと思っておりますけど除々にあれの利用は少し落ちてきていると。総体の観光客の入り込みも落ちているのが現状でございますんで、そういう関係で減収しているかと思っております。

副委員長（千葉正博君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） いやちょっと私も今年あの孫が行きたいというものですから行って乗ったときに、5台あるうち2台しか動いてなかったんですよ。それでちょっと乗って見たらすごくハンドルもがたがたでね、ああいう状態の中のあれがなにか利用する人に危険が与えるなと思ったのが1点と、そういう状態のものだからね、この売り上

げがね、がくんと減ったのかなというふうに思ったんですがそこらへんの状態なんですね。それとあと今後どのような方法で考えておられるかなということによろしく。

副委員長（千葉正博君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） 今、言われましたゴ - カ - トの関係なんですけど、実はこれにつきましても、あの耐用年数見ながら工賃費もさせていただいておりました。ただやはり車の一種でございますんで秋に終了した時点で一括整備工場に入れて修理をさせていただいております。その中のやっぱり古くてですね、修理してもまた乗ったことによって傷むケ - スもあろうかと思えます。ただ私ども、あそこの管理人を置いておまして、その中でそれほど危険なものには乗せているという私ども判断しておりません。ただ私ども、ある器械の中で2台というのが私もあれだったんですけど、そんな確認しておりますけれども、1台についてはもう修理費かけても購入するのに等しいぐらいかかるというものですから、これは使用しないようにと。いうようなかたちで経過がございますけど。あのうち2台しか動かないというのは私はちょっと承知しておりますけれども、そんなことのないようなかたちで適宜あの傷んだ分については修理はさせていただいております。

能登委員から言われましたとおり総体的な見直しの中で、やはり収支のバランス等を考えて廃止のことも検討しなきゃいかん部分あるかなと考えてございます。

副委員長（千葉正博君） 委員、宗像 一君。

委員（宗像 一君） それで狩勝高原まつりがですね、向こうに行つての状態であそこであつていたときには利用客も非常に多かったと。ところが向こうにいったために非常に少なくなったと。今年の場合でも、もうほとんどこっちへ来て遊んでくれる人がいなかったというようなことで、非常にあそこの管理している人たち自体も頭抱えているようなんですけども。まあそういったようなこともいろいろ影響したのかなと、まあ今年の利用関係もそれほど極端には減っているつもりはないんですけどもね、あのなんですか、サイクルモノレ - ルはねそんなに減ってないのになぜゴ - カ - トだけはそれだけ極端に減ったのかなということも、点があるものですから、そこらへんの点をよくちょっと検討していただきたいなとかように思っております。

副委員長（千葉正博君） 商工観光課長、清水輝男君。

商工観光課長（清水輝男君） あそこの管理につきましては、従来から寿事業団のほうに委託してございます。で当然あそこに配置されているかたにつきましてもある程度経験されているかたが多いわけでございますんで、だいたい利用実態というのがじゅうぶん把握されているのかなと思えます。その中で今さきほど言いましたように今年度についてもやはり前年対比からみますと、入り込みそれから収入面についても落ちているのが実態でございます。ただあのそこでゴ - カ - トの更新とそれをはかっただけで必ず伸びるというようなこともございませんし、それからサイクルモノレ - ルにつきましても点検整備だけでやはり、あれも陸運の検査等もございまして、1回点検すると何十万というお金が出るわけでございますんで、このように総体的な収支等を考えた中で、あそこの見直し等も図っていかねばいかんというふうに考えてございます。

---

副委員長（千葉正博君） それでは暫時休憩をいたします。14時20分まで休憩いたします。

(宣言 14時07分)

副委員長(千葉正博君) 休憩をとき再開いたします。

(宣言 14時20分)

---

副委員長(千葉正博君) さきほど教育委員会より答弁漏れがありましたのでこれを許します。学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長(秋山秀敏君) さきほど能登委員さんからの高校通学費の問題でございますけども、従来は4,500円を越える額について補助をしておりましたけれども、新しい要綱では通学距離が5km以上の場合について現行では11か月分の補助をいたしております。さきほど能登委員さんからもその変更に伴ってですね、漏れたかたがいらっしゃるということがございますので、調査をいたしましてよい方向で検討させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

一般会計 歳入 第11款 国庫支出金・第12款 道支出金

副委員長(千葉正博君) 次に進みます。22ページから31ページ中段までの第11款、国庫支出金及び、第12款、道支出金全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

一般会計 歳入 第13款 財産収入～第18款 町債

副委員長(千葉正博君) 次に進みます。31ページ中段から42ページまでの第13款、財産収入、第14款、寄附金、第15款、繰入金、第16款、繰越金、第17款、諸収入、第18款、町債の歳入終わりまで一括ご発言ください。

(「なし」の声あり)

町有林野事業特別会計 歳入歳出全般

副委員長(千葉正博君) これをもって一般会計を終わります。次に特別会計の審査に入ります。155ページをお開き願います。まず町有林野事業特別会計、155ページから164ページまでの歳入歳出全般についてのご発言ください。

(「なし」の声あり)

国民健康保険事業特別会計 歳入歳出全般

副委員長(千葉正博君) 次に進みます。国民健康保険事業特別会計165ページから176ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

老人保健特別会計 歳入歳出全般

副委員長(千葉正博君) 次に進みます。老人保健特別会計177ページから183ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

営農用水道事業特別会計 歳入歳出全般

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。営農用水道事業特別会計 184 ページから 190 ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

#### 簡易水道事業特別会計 歳入歳出全般

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。簡易水道事業特別会計 191 ページから 197 ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

#### 公共下水道事業特別会計 歳入歳出全般

副委員長（千葉正博君） 次に進みます。公共下水道事業特別会計 198 ページから 208 ページまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

副委員長（千葉正博君） 以上をもちまして一般会計、特別会計とも審査を終わりましたが、失礼しました。これをもって公共下水道事業特別会計を終わります。

副委員長（千葉正博君） 建設課長からさきほど答弁漏れがございましたのでこれを許します。建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） さきほどのプールの関係で菊地委員のご質問にお答えしたいと思います。オゾン殺菌の関係でございますけれども、現在水質基準等でいきますと厚生省基準でいわれますと、やはり最終的には塩素滅菌をしてはならないという基準になってございますんで、その補完する意味でオゾン殺菌というのがございまして、オゾン殺菌単独でプールの滅菌をするということになりませんので。ただオゾン殺菌の場合、特徴がございまして、透明度が向上するとかそれから殺菌力の向上、これは殺菌力の向上ということでございますが、これはオゾンガスを発生させプール水と混合させて活性酸素を作りまして、瞬時に殺菌できるといういい効果でございますけれども、持続性がないということ最終的には塩素滅菌になるということでございます。ただ今回の設計の中では入ってございませんけれども、将来的に取り付けるスペースはとってございますんでご理解賜りたいと思います。

---

副委員長（千葉正博君） ここで暫時休憩をいたします。これからの最後の締めを委員長に交替いたしますのでよろしく願いいたします。

（宣言 14時47分）

委員長（竹浦 隆君） 休憩をとき再開いたします

（宣言 14時48分）

---

#### 一般会計・特別会計 歳入歳出全般

委員長（竹浦 隆君） 以上をもちまして一般会計、特別会計共に審査を終わりましたがここで全般を通して、もし発言漏れがありましたらこの際お受けいたします。委員、菊地康雄君。

委員（菊地康雄君） 85ページから86ページにかけての一般廃棄物中間処理施設、新しいゴミの焼却場がいよいよ稼働したわけですけれども、最初の計画と大幅に変わってきてまして、国のほうでダイオキシンの規制ということからですね、今後は新得町と同じものはできないという話になってまいりました。その中で1日に10トン以下のものについては基本的には補助対象としては認めないということなんですけれども、そうなりますと今後せっかく新しい施設ができてその中でですね、今後、厚生省が考えているダイオキシンの規制が新得町の新しいこの小規模な施設の中で、それをクリアしていくことが可能であるのかどうなのか。またそうだとした場合この小さな処理施設が今後ずっとこう使っていける保証があるのかどうなのか。そのへんについても展望をお聞かせいただきたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまお話ございましたようにダイオキシンの規制値というのは、今回の基準改正によってたいへん厳しくなっております。このことに伴いまして、これからゴミ処理場新しく建設する町村にとってはですね、極めて大きな問題に移行いたしております。しかし幸いにいたしまして本町の施設につきましては、1日当たり12トンという能力でありますけれども、これは規制値以前の新しい規制以前です。施設でありまして、よって従前の規制値が適用されるということでありまして、ある意味では滑り込みセーフの形で本施設がタイミングよくできあがったと。しかし能力的にはですね、完全な分別をして効率のいい燃焼をさせますと、新しいその基準値をもクリアできる能力を持っておりますから、そうした面ではきっと将来に向かって安心して使っていただけるのではないかと。また使っていくような管理運営体制を整えていきたいと思っております。そのためには何よりもやはり町民の皆さんがたの燃やせるゴミと燃やせないゴミとの分別をしっかりとやっていただくこと、このことが極めて大切なことでありまして。そうした面での指導、理解をこれからも求めていきたいとこのように思っております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、黒沢 誠君。

委員（黒沢 誠君） さきほどは失礼しました。社会教育費で136ページで新内ホールの管理どのような方法で行われているのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

委員長（竹浦 隆君） 社会教育課長、長尾 正君。

社会教育課長（長尾 正君） 新内ホールの管理でございますが管理人1名配置しております。作業内容でございますがホール内の清掃、好天時の空気の入替え等を行っております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） 67ページの補助金のところの社会福祉協議会なんですけれども、今、利用者にとって2月に1回会食サビスと1週間に1回の配食サビスが行われておりますけれども、その利用状況をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

委員長（竹浦 隆君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 配食サビスの実施状況でございますけれども、昨年の10月2日からそれぞれ週1回づつやってきてございます。3月末まで24回、実施してまいりました。配食数でございますけれども新得が全部合わせまして520食、屈足が302食、合わせまして822食でございます。登録戸数は3月末現在で49名のかたがそれぞれ利用されております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、広山麗子君。

委員（広山麗子君） この会食サ - ビス、配食サ - ビス、それぞれ利用するかたたちは非常に喜んでますし、元気づいてます。そういった中でこの対象者というのは65歳以上の独居高齢者、ひとり暮らし高齢者が対象者になるわけなんですけれども、ひとり暮らしであっても利用できないかた、それは世帯主がね、ちゃんといらっしゃるけれども一人で住んでる高齢者、それから家族があっても昼間独居のかた、家族があってもなかなか非常に家族に気がねしたり、周りに気がねしたりして生活している高齢者が非常に多いんですね。そういった中で家族があってもほかから見ても家族がいるというかたたちはわかっててもなかなかお話を聞いてみますと、家族の中でほとんど話ししていただけない90になる高齢者もいらっしゃるいんですけれども。そういった中でね、食事サ - ビスなんかも行きたいけれども私は参加できないんだということでもね、非常に心が病んでいるというかね、皆さんそういうお話聞くとそういうかたたちがたくさんいらっしゃるんですね。それで生活面に対して補充してやるとか、身体の、体の元気さを取り戻すためにこの会食サ - ビス、配食サ - ビスあるんです。閉じ込まないようにそういう機会をつくって出てこられるような状況にあるんですけれども、こういうような対象外の高齢者の人たちがたくさんいらっしゃいます。そんな中でね、今後に向けてその高齢者夫婦世帯でもなかなか夫婦で生活しててもたいへんな人たちいます。さきほど言いましたように、昼間独居、家族がいても昼間独居のかたたち、また今まで配食サ - ビス、会食サ - ビスにも外に向かっても参加してたんですけども、体の病いによって、入院していない在宅にいますけれども、医療器具を付けて常時つけていますからもう会食サ - ビス、外に向かっても参加できないんだということで配食サ - ビスを受けているわけですけどもね。この配食サ - ビス、会食サ - ビスはこれからは今、2月に1回、週に1回やられているんですが、これがどんどんどんどん増えていくと思うんです。国の補助体制がありますのでね、ほかやっているところはやっています。そういった中で特に医療費の問題の中でそのお金が上がって配食サ - ビスに2回受けたくても、その薬を減らすわけにはいかないんで、配食サ - ビスに1回しか受けられない。いままで外に向かっても外に出られないという人たちがいます。そういった中で対象を広げることによってね、心の元気さを取り戻せるんじゃないかと思うし、またそういった孤独の問題、昼間独居の、家族がいても昼間独居の人たちの孤独の問題をね、やっぱり見落とさないでそういった分を救ってあげることによってね、なんていうか仲間づくり、人と人が集まれば仲間づくりになりますし、そういったかたちの中でね、今、高齢化に向けたさきほどもおっしゃいました、お話ししました悪質な訪問販売、そういったこと、かたちも人と人を会して仲間づくりをしたり情報交換をする中でそういったこともね、みんなでこう防いでいけるのかなという問題がちょっと感じますので、こういったこの対象者をもっとこう広げていって参加できる人は参加できるような方法をねとって、今後に向けていただきたいなと思いますのでそのへんよろしくお願ひしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 保健福祉課長、高橋昭吾君。

保健福祉課長（高橋昭吾君） 今、ご指摘のありました部分でございますけれども、実は、会食サ - ビス、それから配食サ - ビスの関係もさきほどお答えしなかったんですけども、だいたい平均的に新得地区の会食のほうは約40名、屈足地区が約15名ほどでしております。独居老人、われわれのほうで言うております、カウントしております数からいきますと4分の1強しかまだ出てきてないと。4分3のかたはどうしても家に

閉じこもりきりだという部分があります。その対策をまずどうしようかということが一つはなっております。それから今ご指摘がありました社協内部では高齢者夫婦に対しても広げてはどうかという案と、それでなくて、今のままで週2回配食したらどうかという案、それから会食については出てこれない人の送迎サ - ビスをどう対処しようかという話が今それぞれ課題として上げてございます。でそれらの中につきましては今、配食サ - ビスをおかげさんで1年経過いたしましたし、会食サ - ビスも1年半経過いたしましたので、それぞれ利用されているかた、あるいは利用されていないかたがたにです。ねアンケートを取りながら、どういった方法がいいのか、今、これから検討しようということになっておりますので、できる限り大勢のかたがなるべく家に閉じこまらないで出てこれるような体制、あるいは出れなくても配食を受けれる体制をなるべく極め細かにやっていきたいというふうに考えております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、石本 洋君。

委員（石本 洋君） 決算書の全般にわたっての中に出てきます報酬の問題でございますけれども、報酬の中でも特に今回は少し範囲を狭ばせて、例えば昨年、平成8年度ですね、保健福祉センタ - の検討委員会、そのほか教育関係では運動公園の見直し、それから温水プ - ルの検討委員会、こういったように町の施策にかかわる根幹的な問題について検討するために検討委員というのを置いたわけです。ところがその検討委員に対する報酬の支給の仕方、これがちょっと不均衡でないかということで、確か昨年の9月に議員協議会の席上で少しお話をしたわけなんです、その際、町長さんはそれは問題だと。早急に検討いたしますと、こういうふうなお話でありましたので、検討委員の皆さんの中からもいろいろそういう問題について耳にしていたものですから、そういうかたがたに、いや町長はこういうふうにお話をしている。近いうちに解決つくだろうとお話をしていたところが、解決をつかなかった。ですから私はうそを言ったような形になりました。

まあしかし、そういうかたちの中でね、とにかく人数でいくと、例えばまちづくり推進委員会ですと金額が少なくても、皆さんに100人からの人たちにきちんと払うものは払っている。ところが私、保健福祉センタ - の関係は非常にりっぱなかたちでやったということはですね、だいたいまず出席が非常によかったということですよ。それと夜間にやらないでできるだけ昼間に検討委員会をやるといったようなことで言っていました。

ところが教育委員会の関係でいきますとですね、ほとんどもう、夜間の7時から9時までの間にやってたと。しかもそれに対して報酬を出さなかったと。だから全般的に教育委員会関係のその社会奉仕というか、ボランティアを対象にしているような考え方は払っている。ところが私、保健福祉センタ - の関係は非常にりっぱなかたちでやったということはですね、だいたいまず出席が非常によかったということですよ。それと夜間にやらないでできるだけ昼間に検討委員会をやるといったようなことで言っていました。

ところが教育委員会の関係でいきますとですね、ほとんどもう、夜間の7時から9時までの間にやってたと。しかもそれに対して報酬を出さなかったと。だから全般的に教育委員会関係のその社会奉仕というか、ボランティアを対象にしているような考え方で措置をされていたんだと、というような感じがするわけなんです。冒頭にお話したように少なくとも、新得町の施策の根幹にかかわることについてのご相談をするわけですか

ら、それなりの対応をしていただきたかったものだなという感じがいたします。ですから教育委員会関係のいろいろな催し、僕はこう見てますと、約半数程度しか出席がなかったというふうにこう考えます。それは夜間であったがためにそうなのか、あるいは人選が、人選に問題があったのかと、いったようなことでいろいろその見るところが違って来るでしょうけれども、少なくとも責任を持って町の施策についてご検討をしていただくという姿勢ではなかったなと今でも思っております。そういうことでこの、いずれもが平成8年度の決算年度中の事柄であります。

そういうことで、今後そういう点じゅうぶん気をつけてですね、配慮をしていただきたいと。このことによってですね、福祉のほうの報酬の出し方はけしからんよということであると困るわけですね、ですからその点を理事者のかたもじゅうぶん考慮されてですね、施策を進めさせていただきたいなとこう思います。以上です。

委員長（竹浦 隆君） 助役、鈴木政輝君。

助役（鈴木政輝君） お答えいたします。確かに8年度のお話として石本委員さんのほうからお伺いをしておりました。これにつきましては、財政担当として年度の途中からシステムを変えるというのはなかなか難しいものですから、その意向を組みまして9年度から統一をしていこうというかたちをとらせていただきました。一般的に町に対する政策の提言とかですね、いろんな会合の中に出てくる場合については、今、申し上げられましたまちづくり推進協議会でも総合計画の策定委員の場合は4,000円と、まちづくり推進協議会の委員さんが出てくる場合についてはそれは1,000円と。こういう分け方をしております。部分的に一部ボランティア的な要素ありますけれども、最終的にはこういう検討委員会的なものについては金額の統一を図ると。それ以外ボランティア的なものの要素の強いものは、そういった金額に合わせないというかたちをとっております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、黒沢 誠君。

委員（黒沢 誠君） 何回も質問漏れで申し訳ないんですが、土木費に中ですね、120ページ、これで委託料、公営住宅の業務管理、この内容についてちょっとお願いいたします。

委員長（竹浦 隆君） 建設課長、常松敏昭君。

建設課長（常松敏昭君） お答えいたします。委託料でございますけれども、これにつきましてはですね、ちょうど5月の連休開けに事務作業が始まりますので、その時点で補助申請にかかわる事務作業がたくさんございまして、その分申請書の作業作りとか、申請書の色わけとか、そのへんの作業を設計事務所に委託してございます。その後工事期間中の現場指導をいただいております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、黒沢 誠君。

委員（黒沢 誠君） 今、課長が申されましたとおり、最初のほうはわかるんですけども、公営住宅の最後までこのやると、管理すると。いうことが、僕にはちょっと納得がいかないんですよ。毎年同じもの作っているわけですよ。中身は、どこかこう変わるかわかりませんが、だいたい同じやつ。もう工事やる人だったら、全部ああもう暗記しているわけなんです。だからですね、全くこれを管理させるというのはね、町の土木課にその免許もった人がいるわけですからね、この管理を一つね止めさせたらどうかと、このように思うんですがどうですか。

委員長（竹浦 隆君） 建設課長、常松敏昭君。



建設課長（常松敏昭君） 管理委託業務の中にはさきほども申しましたように、補助申請に伴う設計書の作成と、それからそういう申請に伴ういろいろな書類の整本等がございますので、その作業をやってもらってございますけども、これは短期間にこの作業を終わらせて補助申請を受けなければならんということで、町の職員だけではちょっと時間的には余裕がないということで委託をしてございます。その後の現場のほうにつきましては、サ - ビスということでその中に含めてということでございまして、主な仕事はその公営住宅の単独設計に伴う申請ということになってございます。

委員長（竹浦 隆君） これをもって審査を終わります。

それでは本件につきまして採決に入りますが、採決に入るまえに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） それではこれより認定第 1 号、平成 8 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について採決いたします。

本件についてはこれを認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

挙手多数であります。よって本件についてはこれを認定いたしますことに決しました。以上をもって本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

---

委員長（竹浦 隆君） 暫時休憩いたします。

（宣言 14 時 47 分）

委員長（竹浦 隆君） 休憩をとき再開いたします。

（宣言 14 時 48 分）

---

#### 水道事業会計

委員長（竹浦 隆君） 本委員会に付託されました認定第 2 号、平成 8 年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします、本件の内容審査に入る前に本決算書の提出者から決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を受けてから内容の審査に入りたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） それでは決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を求めます。水道課長、西浦 茂君。

水道課長（西浦 茂君） 平成 8 年度新得町水道事業決算についてご説明いたします。

1 ペ - ジにまいりまして、収益的収入及び支出の第 1 款、水道事業収益、1 億 1, 390 万 1, 105 円、支出では第 1 款、水道事業費用、9, 658 万 5, 539 円となっております。

次のペ - ジにまいりまして、資本的収入及び支出の収入では、第 1 款、資本的収入では、一般会計より 4, 717 万 4, 000 円の出資を受けております。支出では第 1 款、資本的支出、5, 643 万 3, 172 円で資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、925 万 9, 172 円は当年度分損益勘定留保資金、716 万 7, 826 円と建設改良積立金、209 万 1, 346 円で補てんいたしております。

次に財務諸表の3ページにまいりまして、平成8年度損益計算書でございますが、収支の営業収益では1億1,056万2,893円、営業費用では9,270万7,440円、差引き営業利益、1,785万5,453円、収支の営業外収益費用では2万2,945円、営業外費用では205万492円、差引き202万7,547円、当年度純利益では1,582万7,906円、これに前年度繰越利益剰余金、10万752円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1,592万8,658円となっております。

次の4ページにまいりまして、平成8年度の貸借対照表でございますが、資産の固定資産は有形固定資産、無形固定資産合わせまして固定資産合計、2億6,611万5,933円、流動資産では現金及び預金、未収金、貯蔵品合わせまして流動資産合計は5,572万3,444円、資産合計では3億2,183万9,377円であります。

次に負債の流動負債は未払金、預り金、合わせまして流動負債合計は689万2,523円、資本金は自己資本金で繰入資本金は一般会計より出資を受けました4,717万4,000円が前年度より増額いたしております。借入資本金、合わせまして資本金合計は1億7,082万2,862円です。剰余金では資本剰余金、利益剰余金、合わせまして剰余金合計では1億4,412万3,992円、資本合計では、1億7,771万5,385円、負債資本合計では、3億2,183万9,377円であります。

次の6ページにまいりまして、平成8年度剰余金計算書ですが、減債積立金は前年度末残高が176万7,000円、当年度繰入額が66万1,000円、年度末残高が242万8,000円となっております。建設改良積立金は前年度末残高が1,755万5,106円、当年度繰入額が1,254万3,000円、当年度処分数額が60万9,826円、これは資本的収入の不足する額に充てております。当年度末残高は2,948万8,280円、積立金合計では3,191万6,280円、未処分利益剰余金は前年度未処分利益剰余金では1,330万4,752円、前年度利益剰余金処分数額は減債積立金に66万1,000円、建設改良積立金に1,254万3,000円、合わせまして1,320万4,000円、繰越利益剰余金年度末残高は10万752円、当年度純利益は1,582万7,906円、当年度未処分利益剰余金は1,592万8,658円となります。資本剰余金では受贈財産評価額、国庫補助金、一般会計補助金、工事負担金ともに増減がございません。翌年度へ繰り越す資本剰余金は9,627万9,054円でございます。平成8年度新得町水道事業剰余金処分についてでございますが、当年度未処分利益剰余金1,592万8,658円から利益剰余金処分数額といたしまして、減債積立金に79万2,000円、建設改良積立金に1,503万6,000円、合わせまして、1,582万8,000円を充てたいと考えております。これによりまして翌年度へ繰越す利益剰余金は10万658円となります。

次に財務諸表、付属書類の8ページにまいりまして、収益費用の明細を記載しております。給水収益の水道料金収入では7,137万8,430円で、前年度比、4.17%の増となっております。

次に9、10、11ページにつきましては支出の明細を記載いたしております。

12ページにまいりまして、積立金の建設改良積立金と減債積立金の処分数額と年度末残高を記載いたしております。

次に13ページにまいりまして、固定資産明細では、構築物では4,530万が増加いたしております。これは治水口の改修に伴う増加でございます。それから機械及び装

置では、1,088万4,000円、これは量水器の取替えと計測器の設置によります増加でございます。

次に14ページ企業の債明細では新規借入、繰入償還はございません。年度末残高は951万7,161円となっております。

次に15ページにまいりまして、事業報告でございますが、収益的収支は1億1,390万1,105円に対し、支出9,658万5,539円で当年度純利益で、1,582万7,906円となる前年度繰越利益剰余金10万752円と合わせて、当年度未処分利益剰余金は1,592万8,658円となりました。生活様式の変化による水需要の増加、一般家庭用水道の口径が13mmから20mmへの増径及び下水道の普及によりまして、収益が昨年より262万3,876円増となっております。今後とも効率的な事業経営を基本とし、諸経費の節減と業務の効率化を図り経営の健全化と安定した水の供給に努め、公共の福祉が増収するよう経営に努力してまいります。

次に16ページにまいりまして、議会の議決事項では3回にわたりまして予算の補正をいただいております。

次に17ページでは職員給与の内訳を記載いたしております。

次に18ページ、19ページでは事業の執行状況について記載いたしております。

次に20ページの業務量では年度末給水人口6,057名、年度末給水戸数が2,532戸、年総配水量は68万6,615m<sup>3</sup>、年間総有収水量が63万7,615m<sup>3</sup>、有収率が92.86%、供給単価111円85銭、供水原価が90円89銭となっております。

次の下段の(2)では事業収入に関する事項を記載いたしております。

次の21ページでは事業費に関する事項を記載いたしております。

次の22ページでは給水装置工事の状況について記載しております。

次の23ページでは給水原価90円89銭の内訳を記載いたしております。

次に別冊の資料にまいりまして、5ページでは十勝管内の水道事業家庭用料金調べを記載いたしております。新得町は10m<sup>3</sup>で1,100円で、昨年度安いほうから2番目でありましたが、8年度は1番目となっております。

次の6ページにまいりまして、道内上水道事業家庭用料金調べですが、新得町は昨年度内で安いほうから6番目でございますが、8年度につきましては4番目となっております。全道平均の10m<sup>3</sup>あたりの平均単価は1,816円となっております。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長(竹浦 隆君) 以上で説明を終わりました。

それではこれより質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですのでこれをもって質疑を終わります。

それでは、本件につきまして採決に入りますが、はい委員、松尾為男君。

委員(松尾為男君) 各項目ではなくてですね、決算書の事業報告の中でも、今後ですね事業経営基本として公共の福祉が増進するということの方針出しております。

更に監査委員のほうから、早急に水道増量工事、これについてですね検討すべきだということに進言されておりますけれども、基本的な事項でこの1月ですか、議員協議会の中で国営かんがい排水事業の変更概要というものが説明されました。それまでは新得地区は新屈足のみの13戸ということで変更計画では屈足佐幌含めてですね、91戸の

受益者ということで、このときにですね、上水道の水源が確保されるということも説明があったと思います。そのとき協議中ということもおっしゃってございましたけども、新得町としては水源につきましているいろいろ検討されまして、この国営かんがい排水事業に基づいてですね、たいへんな恩恵を被るということで、ほっとしたという経緯があります。したがってそのことがですね、現在どのように推移をしているのかですねお伺いしたいと思います。

委員長（竹浦 隆君） 水道課長、西浦 茂君。

水道課長（西浦 茂君） お答えいたします。国営かんがい排水の関係で水源を確保したいということで、現在ですね、佐幌の東2線5号付近でとりあえずダムができるまでの間、暫定水源として井戸の掘削を予定いたしております。近々井戸の掘削にかかる予定になっております。そのダムが完成するまでの間、その井戸を水源として利用させていただいて水道のほうも整備していきたいと思います。その整理するにあたりましては、決算書でも申し上げましたが、一般会計から今の経営状態では4,700万、それから前の年では700万ぐらいと一般会計から繰入を受けておりますし、繰入を受けた状態でも毎年の利潤が1,500万から300万ぐらいとまあ、経営状態は決してよくないもんですから、さきほどの道内の料金、十勝管内の料金なども、見ていただきましたが、料金の改定なども検討してとりあえず資金の目途がたってから、改修のほうにかかっていきたいと思います。水源のほうにつきましては、井戸を掘っていただいた段階で水質の検査だとか、どのくらいの量が出るかとか、組み上げが可能かというものを、今年掘削はじまりますがまあ、来年程度そういう状態を見て、そのあとで実施の計画をたてて着工していきたいというふうに思っております。

委員長（竹浦 隆君） 委員、松尾為男君。

委員（松尾為男君） わかりました。当面の対処についてはわかりませんが、国営かんがい排水事業そのものについては、私たち説明を受けた計画が変更されないでそのまま実施をしていくということで理解してよろしいのでしょうか。

委員長（竹浦 隆君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 国営かんがい排水事業がたいへん大規模な事業であります。しかしこの事業はすでに十勝の中央部から順次始まってきておりまして、いずれダムにかかっていくということであります。現段階ではダムの建設も含めて、ただ国家予算が、あるいは国の開発予算というものが将来に向かってどういうふうに確保されていくかという抜本的な問題があるわけですけど、計画そのものは既定方針どおり、今進んでいるというふうに考えております。したがってまして将来ダムができるまでの間、水道課長が申し上げましたように、ある程度規模の大きいボ・リングによって当面不足する水量をなんとかそれによって確保しながらですね、将来のダムができるまでの間、それによって水対策を考えていきたいというふうに思っております。

委員長（竹浦 隆君） これをもって質疑を終わります。

それでは本件につきまして採決に入りますが、採決に入るまえに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（竹浦 隆君） それでは認定第2号、平成8年度新得町水道事業会計決算認定について採決いたします。

本件についてはこれを認定するかたの諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

委員長（竹浦 隆君） 挙手多数であります。  
よって本件についてはこれを、認定することに決しました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

委員長（竹浦 隆君） 以上を持って本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

よって本委員会を閉会いたします。

（宣言 15時10分）

---